

令和5年第2回

三重県議会定例会会議録

(6 月 12 日)
(第 6 号)

第6号
6月12日

令和5年第2回

三重県議会定例会会議録

第6号

○令和5年6月12日（月曜日）

議事日程（第6号）

令和5年6月12日（月）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 48名

1	番	荊原	広樹
2	番	伊藤	雅慶
3	番	世古	明
4	番	龍神	啓介
5	番	辻内	裕也
6	番	松浦	慶子
7	番	吉田	紋華
8	番	芳野	正英
9	番	川口	円
10	番	喜田	健児
11	番	中瀬	信之

12	番	平 畑	武
13	番	中瀬古	初 美
14	番	廣	耕太郎
15	番	石 垣	智 矢
16	番	山 崎	博
17	番	野 村	保 夫
18	番	田 中	祐 治
19	番	倉 本	崇 弘
20	番	山 内	道 明
21	番	稲 森	稔 尚
22	番	下 野	幸 助
23	番	田 中	智 也
24	番	藤 根	正 典
25	番	小 島	智 子
26	番	森 野	真 治
27	番	杉 本	熊 野
28	番	藤 田	宜 三
29	番	野 口	正
30	番	石 田	成 生
31	番	村 林	聡
32	番	小 林	正 人
33	番	谷 川	孝 栄
34	番	東	豊
35	番	長 田	隆 尚
36	番	今 井	智 広
37	番	稲 垣	昭 義
38	番	日 沖	正 信
39	番	舟 橋	裕 幸

40	番	三 谷	哲 央
41	番	服 部	富 男
42	番	津 田	健 児
43	番	中 嶋	年 規
44	番	青 木	謙 順
45	番	中 森	博 文
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高 野	吉 雄
書 記 (事務局次長)	西 塔	裕 行
書 記 (議事課長)	中 村	晃 康
書 記 (企画法務課長)	小 西	広 晃
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	佐 竹	宴
書 記 (議事課主査)	長谷川	智 史
書 記 (議事課主査)	西 村	大 輔

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見	勝 之
副 知 事	廣 田	恵 子
副 知 事	服 部	浩
危機管理統括監	野 呂	幸 利
総 務 部 長	更 屋	英 洋
政策企画部長	後 田	和 也
地域連携・交通部長	清 水	英 彦
防災対策部長	山 本	英 樹

医療保健部長	小 倉 康 彦
子ども・福祉部長	中 村 徳 久
環境生活部長	竹 内 康 雄
農林水産部長	中 野 敦 子
雇用経済部長	小見山 幸 弘
観 光 部 長	増 田 行 信
県土整備部長	若 尾 将 徳
総務部デジタル推進局長	松 下 功 一
地域連携・交通部スポーツ推進局長	山 川 晴 久
地域連携・交通部南部地域振興局長	下 田 二 一
医療保健部理事	松 浦 元 哉
環境生活部環境共生局長	枅 屋 典 子
県土整備部理事	佐 竹 元 宏
企 業 庁 長	山 口 武 美
病院事業庁長	河 合 良 之
会計管理者兼出納局長	佐 脇 優 子
教 育 長	福 永 和 伸
公安委員会委員	村 田 典 子
警 察 本 部 長	難 波 正 樹
代表監査委員	伊 藤 隆
監査委員事務局長	三 宅 恒 之
人事委員会委員長	降 簾 道 男
人事委員会事務局長	天 野 圭 子

選挙管理委員会委員

田 中 利 佳

労働委員会事務局長

林 幸 喜

午前10時0分開議

開 議

○議長（中森博文） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中森博文） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

文書による質問に対する回答書を受理しましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

質 問

○議長（中森博文） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。28番 藤田宜三議員。

[28番 藤田宜三議員登壇・拍手]

○28番（藤田宜三） 鈴鹿市選挙区から5期目を当選させていただきました県議会議員、藤田宜三でございます。

久しぶりにこの場に立たせていただきました。調べましたら1年と6か月ぶりということでございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

いつも、ここで花の話をするんですけども、本当に最近の花というのは名前の分からない花がたくさんありまして、こういう仲間かなというぐらいのところではか判断がしづらい。アジサイとか、後ろにあるヒメガマとか、アンスリウムとかそんなのはわかりますけれども、この前の黄色い花、これ、

何かないかと思いつきながら拝見させていただいておる次第でございます。

花植木振興会の会長をさせていただいておりますもので、花の話がいつい出てまいりますけど、通告に従いまして質問させていただきたいと思っております。

まず始めに、一見知事の思いの籠もった人口減少対策方針、これについてお話を伺いたいと思っております。

人口減少対策というのは、平成27年だったと思っておりますけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略というのをつくっていただいて、いろんな取組をやってきていただいておりますということでございます。しかし、その施策取組の結果でございますけれども、合計特殊出生率においては、2015年の1.56から2021年の1.43に下がっております。自然人口減少という数は、1万人を超えてきておると。全体としてですけれども、微増の状態でありますし、また、県外へ転出していくという社会減におきまして、これ、人数的には微減の状況にはありますけれども、全体として人口が減っていくということについてはとどまらないということでございます。

この人口減少対策方針を読ませていただきますと、中に総括していただいて、大きく分けて三つ総括されておりました。

要約しますと、いろんな課題が分かっていたのにその対策について、選択と集中ができていなかった。そして、また、詳細な調査分析がまだまだ十分でなかった。三つ目は、国、市町、企業を巻き込んで連携ということを考えていたんだけど、その辺が不足していたという総括に基づいて、この3点を解決するという方向で対策を進めていただいております。

私、みえ子どもまるごと支援パッケージを読ませていただいて、ちょっと今までは違った感じを受けておりますけれども、じゃ、そのパッケージを進めていく上で、これ、多岐にわたると思うんですね。部局横断の内容の対応をしていかないとこれはちょっとできないだろうなと思っております、じゃ、どんな体制でやられるのかなと思っております、調べさせていただいたら、

推進本部本部長は知事になっていただいて、政策企画部が司令塔になるんですよ。企画立案をして進行していくと。その要になる課が人口減少対策課です。その課含めてKPIを想定して管理していく、こういうことでございます。

それを進めていく上で、コーディネーターを置いたり、有識者会議をつくったり、市町と一緒にあって、みえ人口減少対策連携会議をつくるんですという内容になっておりますけれども、これは、本当に部局横断でやっていかざるを得ない大きな施策だと思いますけれども、その辺の連携、どうやってやっていくんだろうか、会議はいっぱいつくってあるんだけれども、どうやって進めていくんだろうかというところがちょっと見えてこないものですから、その辺を、最終案が、今までやってきたやり方とはこの辺がこんなふうに違うんだということを知事からお聞かせいただけんかなと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 御指摘をいただきました人口減少対策の対応ですけれども、これは、なかなかすぐには答えが出ないというのは西欧諸国の対応を見ても分かるわけです。

かと言って、何もせんで終わるわけにもいかんというのも事実でありまして、力を入れてやっていく。それでも、下げ方が止まってくるかどうか、それが出てくるのは、恐らく何年も先になると、20年、30年と言われてはいますが、ドイツなんかですと十数年で出てきていると、自然減の対策をとというのはありますけれども、とにかく、もう粘り強く根気よくやっていかないかんというのが大きなポイントであろうと思います。

それから、もう一つは、腰だめの数字では駄目だということですね。国が目標を示しますので、その目標をいただいてきて、三重県も人が増えてくるだろうという数字を過去にはつくっておりました。そのときは、それで、ほかの県も比べますと、恐らく、そういうやり方しかなかったのかなと思います。批判をするのは簡単ですけど、今、何をやるかというのが大事やと思っています。そのときの問題点は、議員も挙げられましたが、実績に基づい

た目標値、これがつくれていないということではあったと思います。詳細な分析もできていませんでした。全体を巻き込んで、皆さんと一緒にやっていくということもできませんでした。

それで、新しい取組といますか、今回のどういうところに注意したのかということをおし上げますと、一つはやっぱり幅広くエビデンスを集める必要があるということで、ほぼ1年かけて、人口減少対策課、去年の4月に発足しまして、みんなよく頑張ってくれています。

ポイントは二つでありまして、調査分析、先進地の視察、有識者や若者からのヒアリング、これを実施してくれました。

もう一つは、議員おっしゃったように、県内に、例えば少子化対策課であるとか、子どもの施策をやっているところだとか、あるいは教育をやっている部局がございます。そこをまとめる必要があるということで、人口減少対策課に県庁組織全体の司令塔になってほしいと、この二つが、大きな外枠の変わったところであります。

先ほども申し上げましたが、1年ぐらい研修をやってきました、その結果が、人口減少対策方針、5月26日に皆さんに御説明させていただいたものであります。

内容的には、ほんならどうなんやと、こういう話でございますけど、6月1日の全員協議会で御説明させていただいた資料の2の2という資料がございましたけど、そこで人口減少対策のキーワードというのを五つ挙げさせていただいています。それが今までと違うところと考えていただければいいかなと思っておりますけど、もちろん重なっている部分もございます。

一番大事ということで挙げておりますのが、希望がかなって安心して子どもを産み育てることができる環境の整備、子育て環境の整備、これは、みえ子どもまるごと支援パッケージの中に織り込まれているものもあります。そして、人口還流の促進、今までは移住ということでやってきましたけれども、もう幅広い年齢層で、三重県からお出になった方で三重県に帰りたいということをおっしゃっておられる方はどんどん帰ってきていただきたいというこ

とをやっぺいこうということでございます。

そして、3点目がジェンダーギャップの解消。

これは15歳から29歳までの若い女性が三重県からどんどん流出していつて帰ってこない、ここを何とかしないかん。こういう話をいろんな会合で話しますと、女性の方々みんな目をきらきらさせて、ぜひやってほしいということをおっしゃいます。課題は山ほどありますけど、これ、まずやっぺいかないかん。そして、人口減少社会の適応と、最後が、市町、企業との連携であります。

企業の方々、なかなか大変なんです。子育てするのに、例えば男性の育休も取りたい。取れる人らはええわと。中小企業って、なかなか取れへんやというのが本音やと思う。そういう人たちに寄り添ってどういうふうによっぺいいかということも企業の方々とお話をしっぺいかなあかんと思います。先ほど申し上げました人口減少社会への適用、これも、今までは人口が減るといっぺいことを言うとき大きな問題になるということ、減っぺいしていく可能性があるところでも、人口が減っぺいしていくときどういっぺいふうな行政サービスを展開するのかがいっぺいあまりできていっぺいませんでした。それもしっぺいかりと議論していきましょいということも今回の人口減少対策方針では取り上げて、これから実際に着手していくということであります。

着手に当たっぺい、いっぺいんな問題が出てくると思っぺいいます。簡単なことではございっぺいせん。ぜひ議会の場で、いっぺいんな方の知恵を結集して、人口減少対策、しっぺいかりやっぺいしていきたいと思っぺいっておりますので、御指導を頂戴できれぱと思っぺいっております。

〔28番 藤田宜三議員登壇〕

○28番（藤田宜三） 御答弁ありがとうございます。

じっくり読ませてもらっぺいいて、内容が今までよりもきめ細かに書かれておるといっぺいのは非常に私も感っぺいじておっぺいまして、5点挙げていただいたその辺のところを進めていただきたいと思っぺいいますが、やっぺいぱり、この問題といっぺいのは多岐にわたると私、感っぺいじていますので、これをどんなふうによっぺい連携していくの

か、どこが旗を振ってやっていくのか、どこが責任を持って進めていくのか、当然、一番上は一見知事だと思いますけれども、その辺の具体的なところで、旗を振る、責任を持つ、この辺のところをぜひともよろしくお願ひしたいなと思います。

続きまして、2問目に参りたいと思います。

いつも、また農業をやるんやという話をする则会派の中でも怒られておるんですけれども、しかしながら、何としてもという思いがございまして、笑わんといてください。

特に、今回、議会の中でも、食料自給総合対策調査特別委員会をつくっておりますけれども、それよりも、ウクライナへロシアが侵攻した、あの穀倉地帯と言われる地域の小麦、トウモロコシが止まってしまった。これが、世界の食料需給に物すごく大きな影響を与えたということをお日本の国民の皆さんも、そして三重県民の皆さんも、目の当たりにしたこのタイミングに、やっぱりきちっとその辺のところを考えていただきたいし、県としてもその対策を考えていっていただきたいという思いで質問させていただきたいなと思っております。

まず、初めに、実際このロシアのウクライナ侵攻の中で、小麦、トウモロコシ、それから大豆ですか、価格がどんなふうに変ったんだということをグラフにして持ってまいりました。(パネルを示す) 本当に、ピークが二つあると思うんですけれども、一つは干ばつですね。オーストラリア、それからヨーロッパの干ばつが起きて、そして値段が上がった。ちょうど、これ、実は、私、平成20年に同じような質問をさせていただいておりましたけれども、まだまだ、皆さん方、興味を持っていただけない状況でございました。値段が物すごく上がったという状態が、その後、世界的に豊作がありまして値段が下がってきた。今回、いわゆる人為的な理由によって値段が上がってきた。特に、市場という、市場原理という中で、投機の資金が流れて、穀物の値段が一気に上がった。この一気に上がったことによって、どんなことが起きたのかという話でございますけれども、当然、私どもの前にあるパンで

あるとか、麺類であるとかそういう食料品の値段が上がったということはよく分かったと思うんですが、一番影響を受けたのは畜産農家でございまして、令和2年に大体6万5000円ぐらいだったんです、1トンが。それが、令和4年の10月以降に、もう10万円超えちゃった。1.5倍ぐらいになった。このことの影響は、畜産農家がもう本当にもろに受けておりまして、本当に大変厳しい状況の中で、私の知り合いも養鶏をやっていましたけれども廃業した、こんな方もみえたわけです。

当然、その状況に対して、政府も含めて行政のほうが支援をしたということでございます。

もう一つの、じゃ、世界の生産量、消費量、そして在庫量をグラフにして持ってまいりました。（パネルを示す）確実に、消費も生産も上がってきておるわけでございます。特に注目いただきたいのが、下のグラフなんです。これは、備蓄量です。いわゆる期末、期末の在庫率、年間消費量で期末の在庫量を割った数字、これが大体、この数字、27.数%ですけれども、大体3か月分ぐらいの在庫量だと言われてはいますけれども、とにかく、生産量は上がっていく。同時に消費量も上がっていく。なぜか。それは人口が増えたということでございまして、世界の人口の表ですけれども、（パネルを示す）1999年に60億人だった世界の人口が、2022年には80億人を突破しておりまして、今なお増えておるということでございます。

日本では、先ほどお話しさせていただいたように、人口減少が問題になっておりますが、世界的に見るとかなりの勢いで人口が増えている。増えているのに、消費量とのバランスが取れているじゃないかという話もあろうかと思いますが、これは、単位面積当たりの生産量が増えてきておるという理由でございます。

こういう状況の中で、日本も三重県もこの状況の中に置かれているわけです。置かれている中で、じゃ、この食料問題というものを考えていかななくていいのかどうか。日本というのは、米が余っているよというような話がありますけれども、そんな中でも、食料をどう供給していくかという視点に立つ

て、どうなんだ。今まさにそのことを考えていく時期に来ているのではないかと考えております。

そこで、お隣の中国、13億人の人口があるわけでございますけれども、じゃ、中国がどんな対策を取っておるのかということをやっと皆さんにも御理解いただきたいと思ひまして、中国も物すごい輸入大国に今なっております。（パネルを示す）これが、中国の穀物輸入数量の推移の表でございます、小麦は、1000万トンを超えておりますし、トウモロコシが2600万トン、大豆は何と1億トンを超えておるといふことでございます。これ、何でもこんなに急激に伸びているのかというのは、一人っ子政策で人口がそんなに増えているわけではないんですけども、消費量が物すごく伸びている。これは、所得が向上してきて、食べ物の内容が変わってきた。もっと具体的に言うと、肉をたくさん食べるようになってきた。肉1キログラムをつくるために、穀物がどれだけ要るのか、穀物を食べるよりも数倍の穀物が要るんだ。そのために、このような形で増えてきておるわけでございます。

中国の自給率、どんななんだろうというのでちょっと調べてみました。2000年に96.7%が自給していたんですが、2019年になりますと76.9%、それでも日本の38%に比べたら、その倍ぐらいの自給力を持っておるのです。その自給力を持っていながら、これだけの量を輸入せざるを得ないという現状があるということですね。特に、私、大豆をどんなふうが増えてきておるのかなというので、ちょっとグラフをつくってみました。（パネルを示す）これが、これぐらいの形で伸びておるわけです。2000年から2001年にかけてまでは、輸出货量のほうが多かったんですね。それが一気に輸入量を増やしていった、今や1億トンを超えると、こんな状況になってきておるわけです。

インドが、今、中国の人口を超えたという話を聞いております。インドの人口がこんなふうに変わってきたときにどんなことが起こるのだろうかという心配もしながら、こんなふうには、人口が増えなくても食生活が変わると輸入量が変化していくのだということをちょっと頭に置いておいていただきたいと思ひしております。

この中国が、もっと私びっくりしたのは、物すごい量の備蓄をやっているんです。世界の穀物の備蓄量があるんです。その備蓄量の何割を中国が占めているのかというグラフがありましたので、これを御覧いただきたいと思います。これがグラフです。（パネルを示す）小麦、トウモロコシ、これがもう本当に50%以上超えているわけです。今申し上げた大豆が1億トンを超えておると言いますけれども、その備蓄量については、まだ20%しか占めていないとなると、小麦、トウモロコシがどれぐらい備蓄しているんだろうなと思います。ちなみに、日本の米の備蓄量は100万トンであります。

先般、大量の穀物をどんなふうに入れているのかなというのをNHKが特集を組んでやっておりました。広い土地を持っているブラジルへ、ブラジルの優良農家と言われる農家と契約を結ぶんです。どういう契約を結ぶかというと、中国にある肥料の原料を使って、内容の濃い、品質が良くて値段が安いとこういう意味ですけれども、これを契約農家にお渡しします。その代わりに、生産された大豆、小麦、トウモロコシ、これは優先的に中国へ輸入してくださいねと、こういう契約なんです。これがかなり広まってきていて、日本の商社が輸入するのが非常に厳しい部分が出てきているというのが、NHKの内容でございました。

そのときに、ブラジルのサンパウロにありますサントスという有名な港があるんですが、そこに年間1500万トンを出産できる施設を今造っているんだという話を、そのときにNHKが言っていましたので、国家戦略として、食料をどう確保するかということを戦略的に動いておるということでございます。

先ほど申し上げたように、日本の食料を確保するという意味で、米の100万トンの貯蔵というのが適切なのか、ほかの穀物に対して対応する必要があるのではないかなというようなことを感じた次第であります。

先ほど申し上げたように、インドがこのような動きをしてきたときに、世界の食料事情、供給事情がどうなっていくんだろうか。こんなことを考えると、やっぱりこのタイミングで、国の食料需要に対する考え方、戦略的な考

え方、これが必要だろうと、当然、我が三重県でも自給ということを頭に置いて農業政策を組み立てていく必要があるのではないかということを感じました。

自給率、自給率という話を、今させていただいたんですが、自給率にも計算の仕方が2通りありまして、一つは、カロリーベースで考えていくやり方、もう一つは金額で考えていくやり方、この2通りがあるわけでございます。カロリーベースでやると自給率が何と38%から39%ということでございます。その辺のところ、釈迦に説法かもしれませんが、おさらいをさせていただきたいなと思ってこんなグラフを作ってきました。

(パネルを示す) 向かって左側がカロリーベースの自給率です。ブルーのところ为国産の部分、そして白いところが輸入の部分です。黄色の部分は何だと、こういうことでございますけれども、黄色は、畜産農家が輸入をしている穀物をどう見るかということで、黄色にしてあるわけです。カロリーベースの場合は、この黄色の部分は算入されておられません。国内生産として算入されていないんです。そういうことですので、こんな数字になっていくと。要は、それぞれの作物、我々が食べるときの、この食べ物はどれだけのカロリーがあるのかというのがありまして、これが一つの国の基準がありまして、その基準に基づいてカロリー計算すると、こういうふうになります。

輸入したものの総カロリー、それから、国内で生産された総カロリー、その比較の中で出してきた数字が自給率が38%だと思います。

それともう一つ、向かって右のほうですが、これは今申し上げたそれぞれの農産物を金額に換算して、要は、消費者に仕向けて売っていくときの金額です。国産のものについては、農家の庭先から出ていくときの値段が入っていますし、輸入の分については、商社から売られていくときの値段です。そうなりますと、輸入をしてくる穀物のほうが値段が安いということで、ウェートと言うんですか、面積的にちょっと少なくなっていますけれども、ほんの少しだと思いますけど、全体的に金額でやるとこういうふうになっております。これですと63%まで自給率が、国内で生産していますよ、こういう

表でありました。

次に、先ほど申し上げたカロリーベースと金額ベースのこの間の動きがどうなっているかというのが、このグラフであります。（パネルを示す）ここで自給率と国産率と書いてあるんですけども、これも恐らく初めてお聞きになる方いらっしゃると思いますけれども、こういうふうにちょっと説明させていただくとよく分かるかなと思うんですが、（パネルを示す）要は、先ほど申し上げた飼料、飼料の部分を算定するのか算定しないのか、自給に入れるのか入れないのかということです。牛を生産しているんだからそれは国内産ではないのかという考え方があって、それを入れたものが国産率でございます。いやいや、そうではないんだよ、（パネルを示す）飼料については海外から入ってくるから、自給の中へ参入するとまづいよというのがいわゆる自給率でございます。その状況がこのグラフでございまして、全体として自給率が右肩下がりになっているということを御理解いただきたいなと思います。

私、これ調べていって、実は農業生産をやっていく上で、肥料って今大部分が海外から入ってくるんです。それは、今回、農業資材が上がっていく中には肥料は入っていますけれども、肥料に対しても御支援いただきましたけれども、この肥料も海外から入ってきているということは、これは国内産に対して、何か数字的に対処する必要があるのではないかな、そんな思いもしながら先ほどの表を見ておりました。

当然、肥料だけではなくに、種子であったり、農業生産をしていく上でのいろんな資材が海外から入ってきておる。これも考慮に入れていく必要があるのではないかなと、こんなふうには思っております。

先ほど見せましたグラフの中で、これだけ海外依存の高い国はほかにはございません。自給率100%という国もたくさんあるわけですね、ヨーロッパの場合には。そういう状況の中で、日本というのが置かれているんだということを、まず御理解をいただきたいなと思います。

じゃ、何でこんな状況になったんだろうというので、私、振り返ってみて、

やっぱり一番大きいのは、国際的な農産物の貿易の自由化によって、海外の全く条件の違うところで生産されたものの価格差をそのまま入れて、大きく日本のものに対して影響が出ていると思います。

当然、米にしても、小麦にしてもいろんな対策を取っていただいております。これは事実ですけれども、そういう数々の経過の中で、日本の農家が採算に合わなくて、特に中小の農家が離農していった、こういう状況があるのかなと思います。

最近、農業の農家の高齢化が言われておりますけれども、これは、取りも直さずきっちり経営がうまくいけばやっていくし、継続もされていくんですけども、採算が合わない、それよりも会社や企業に働きに行ったほうがいいという流れの中で大きく動いてきておるのかなと思っております。

全国で見ますと2000年に240万人、基幹的農業従事者というのですけれども、要は15歳以上の世帯員のうち、ふだんの仕事として自営農業に従事している人、この人が240万人から123万人に減っている。その中で、後継者がいないから高齢化もしているというのが、今の現状かなと思っております。

その結果、これは国の方向性でもあるんですけれども、そういう農業をやっていけない、働きに出る、その農地を、受け手といいますか、担い手の方が受けながら経営規模を増やしていくという現状があることも事実でございますけれども、20ヘクタール以上の経営をする経営体の数が非常に増えてきているというデータも、この間、見せていただいたわけでございます。

そんな中で、1999年に制定していただいた食料・農業・農村基本法というのが、今、改正の動きが出ておまして、その中で指摘されているのが、今回、食料事情、食料安保という言葉、食料をどう安全保障として考えていくのかという、私もその視点で今回の質問をしていますけれども、それを強化していく、それから、一層促進していくんだと、それから、農林水産業のグリーン化を進めていくんだと。一番大事なことですけれども、農家を生産性の高い農業、農業家といいますか、農業経営体を増やしていくんだというような考え方で動いていただいております。

先ほど何遍も言いましたけれども、食料自給率を高めていくということは、言葉として食料安全保障という、農林水産省も言っていますけれども、これを担保していくのは、現在農業をやっていただいている農業者の持続的な経営、これが基本になりますし、これをきっちりした形で整えていく、そのことが、消費者の日々の生活を送っていく上でどうしても必要な食料を確保して、食生活を守っていくという上で、これが根幹をなす問題だと思っています。

これに対して、国はいろんな支援をしております。この支援は、今までは農業者に対しての支援だと言ってきました。事実、それはそうではあるんですが、もっと広い意味で言いますと、これは消費者、その食物を食べる消費者の皆さんのための支援であるという言い方も私は通るのではないかと考えています。何としてもそういう意味で、現在、農業経営をやっている皆さん方にもっともっと頑張っていただきたい。そのためには、国や行政は支援をしていく必要があるのではないかと考えておりますし、先ほど申し上げた食料・農業・農村基本法の改正が、経営者に対して本当にいいものになるように、今後も見守っていききたいというのが私の思いでございます。

そういう世界、国の流れの中で、じゃ、三重県についてはどうなっているんだと、こういうことですが、自給率のグラフをつくっていただきました。（パネルを示す）これがそうです。ほとんど平たんではあるんですが、国の自給率から比べるとかなり高いものがございます。全国を平均するとそういうふうな形になります。特にカロリーベースで行きますと、人口が集中して農業のない県はどうしても低くなりますから、三重県のようなところをもっともっと高めていく必要があるのかなと考えております。これを支えておるのが、先ほど申し上げた基幹的農業従事者、これが平成7年の3万人から、令和2年には1万9000人弱ということでございますし、65歳以上の割合も1995年の50%から2020年には81%になっておると、この農業従事者の減少、高齢化が急速に進んでおるということをぜひとも御理解いただきたいなと考えております。

一方、農地が集積していく傾向にあると申しあげましたけれども、この2020年度には44.8%に集積率になっている。全体の44.8%が、三重県の場合は、大面積を経営していただいているところへ集まっていっているということでございます。経営体数も、これは基準20ヘクタールですけれども、それが、224経営体であったものが306経営体が増えていっております。これは集積が進んでおるということでございますので、三重県においても進んでおりますよということでございます。

もう一つ、経営体、いろんな見方があるんですけれども、認定農業者という制度がございまして、この認定農業者の所得、これを500万円にしていこうという、500万円にしていこうというよりも500万円以上の認定農業者を増やしていこうと、その数字を一つの指標にして、三重県としては農業に対して支援していく、政策を立てていくと、こういうことでございます。

時間がないので、後ろから質問せんかいと、こういうことでございます。

何が言いたいかという、要は、農業者の支援というのは、やっぱり消費者にとっても非常に大きい話なんだということでございます。

三重県として、この支援、三重県の農業生産力をどうやって高めていくのか。この対策、政策について、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） 農業生産力の向上にどのように取り組むのかという御質問をいただきました。

農業及び農山漁村は、県民の皆さんに安全で安心な食料を安定供給する役割を担うとともに、集落機能の維持といった多面的な機能を有しておりまして、本県の持続的な発展を支える基盤となる役割を果たしております。

食料の安定的な供給に向けまして、農業の生産力を高めるためには、十分な農地を確保し、その農地を経営力のある担い手が持続的に活用していくとともに、農業者の所得の向上や働きやすい労働環境の整備を進めていくことが必要と考えております。

このため、県では、農地の集積、それから担い手の経営力の向上、そして

スマート技術の活用に重点的に取り組んでおります。

まず、農地の集積についてですけれども、先ほど数字を御紹介もいただきましたが、市町、JA、農地中間管理機構と連携いたしまして、農業者や集落営農組織など担い手への集積を計画的に進めております。さらなる農地の集積に向けましては、令和4年度に改正されました農業経営基盤強化促進法に基づきまして、全ての集落において、将来の担い手と農地利用の方向性を示す地域計画というものを市町が策定すると規定されましたので、関係者との連携をより一層図りながら、地域における話合いが円滑に進むように支援を開始したところでございます。

また、担い手の経営力の向上という点につきましては、個別経営体への専門家派遣などによりまして、法人化や事業承継に対する支援を行うとともに、農業経営体の合併による新たな農業法人の設立など、モデルとなる経営体の集約化に取り組んでまいります。

さらに、スマート技術を活用しました省力化、生産性の向上につながる取組としましては、ドローンを利用した肥料散布や病害虫の防除、また、水田での水位センサーの活用による水管理などの導入を進めてまいります。

今後も、引き続き県民の皆さんに安全・安心な食料を安定的に供給できるよう、国の食料・農業・農村基本法の改正の方針や施策の展開方向にも注視しながら、関係機関としっかり連携して取り組むことで、農業の生産力の向上につなげてまいります。

〔28番 藤田宜三議員登壇〕

○28番（藤田宜三） ついつい農業のことでございますので力が入ってしまいました。

今、答弁いただいたように生産の合理化、これは当然ですけれども、非常に厳しい状況の中で経営しておるということも事実でございますので、含めてよろしく願い申し上げたいと思います。

時間もありませんので、農業経営体が、その経営を持続的につくっていくためには、生産力を上げる、これ、一番です。その次に、生産したものをど

うやって売っていくのかということ、これが大事でございます。そういう意味でも、国内の、先ほど冒頭にお話ししたように人口が減っていっている状況の中で、国内の市場だけではなくに海外の市場にも目を向けていく、県として輸出をどんなふうに考えているのか。

それから、冒頭に長々としゃべりましたがけれども、自給率を高めていく、その自給率という内容について、それは食料だけではなくに、途中でお話しさせていただいたように、農業資材、それは肥料であったり、種子であったり、あるいは畜産の飼料であったり、いろいろ生産資材というものもあります。こういった三重県の農業生産物の自給力を高めていくために、県としてはどんな施策、事業をやろうとしているのか、この2点についてお答えいただきたいと思います。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） 農畜産物の輸出促進、それから、自給力の向上に向けた新たな取組という2点について、御答弁を申し上げます。

まず、輸出の促進についてでございます。

県では、輸出する国や地域における規制、ニーズへの対応、販路拡大を目指す県内の産地や事業者の意欲的な取組を支援しております。

具体的には、かんきつにつきましては、タイへの輸出の増加に向けて輸出規制に対応した病害虫の予防、駆除を推進しており、令和3年度からは、規制の厳しい台湾についても輸出を始めております。

伊勢茶については、ベトナム、ドバイ、EUをターゲットとして、現地ニーズに応じた商品開発や販路拡大のためのプロモーションに取り組むとともに、令和4年度からは、海外での需要が高い有機栽培の実証を行い、輸出向けの産地づくりを進めております。

また、松阪牛、伊賀牛をはじめとします県産ブランド和牛につきましては、香港などのアジア圏、米国、EU、ドバイといった有望な輸出先国の輸出条件に関する情報提供や現地商社との個別商談を支援するとともに、令和5年度は新たに、輸出先国の拡大に向けまして、海外で開催される展示商談会に

県ブースを出展し、効果的なマッチング機会の提供に取り組むこととしております。

今後も、県内の産地や事業者と連携しまして輸出を積極的に進めることで、持続的な発展につなげてまいります。

続きまして、自給力の向上に向けた新たな取組ということです。

冒頭に議員からも御紹介をいただきましたが、世界的な食料需要の増加ですとか気候変動などの影響、生産の不安定化等々で、食料の需給をめぐるリスクが高まっております。海外からの輸入に依存しております化学肥料、飼料につきましても、価格高騰に加えまして、原料の輸入自体が困難な状況となっております。

このため、県では、国の食料・農業・農村基本法の見直しに先駆けて、今年度から、県独自の新たな取組として、食料や農業資材の自給力向上に向けた取組を行っております。

食料につきましては、輸入小麦の価格高騰により、小麦に代わるものとして、需要が期待されております米粉の生産振興に向けて、本県の気象状況に適した米粉用品種を選定するための栽培実証、肥料につきましては、畜産堆肥を活用した肥料の生産、利用に向けた機械の導入や、水田農業での栽培実証、それから、飼料につきましては、水田を利用した飼料用のトウモロコシの作付の拡大や食品を製造する過程で発生するおからや酒かすなどの副産物の飼料への活用などを進めております。

今後も、自給力の向上をはじめ、県民の皆さんに安全・安心な食料を安定的に供給できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔28番 藤田宜三議員登壇〕

○28番（藤田宜三） 輸出って、非常に、私、簡単にいけないと思います。ぜひ率先していただいて、扉を開けていただき、この行為をぜひとも県として進めていただきたいと思ひますし、自給力を高めていくという意味でのいろんな施策をお聞きしました。

時間がございませんので、この続きに関しては、食料自給総合対策調査特

別委員会がございますので、私も委員ですので、その辺のところもう少し深くお話をお伺いしたいと思います。

最後に、科学捜査研究所、警察本部でございますけれども、このことについてお伺いします。

令和2年に、私、警察本部の科学捜査研究所を見せてもらいました。

3か所、4か所に分かれておりまして、膨大な、膨大と言うとちょっと語弊がありますけれども、200点を超える機器が本当に目いっぱい並んでおりまして、大丈夫かなと、これは担当の皆さん方が人的な配慮の中で科学捜査を進めていただいているんだと、そんなことを思わせていただきました。この質問の場で、ぜひとも充実した施設をと、こういうことで質問させていただきました。

結果、新しい施設を造るとこういう形で動いてきておるわけでございますけれども、警察本部長にお伺いしたいんですが、現在の状況、今後の状況をお聞かせいただきたいんですが、お邪魔したときに、どんどん、どんどん機械が増えてくるんですわ、場所がやっぱりないとこんな状況になるんですわと、こういうことをお伺いしましたので、将来を見据えた面積であったり、特にこの研究所の内容についてお話いただけることがあれば、ちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

〔難波正樹警察本部長登壇〕

○警察本部長（難波正樹） 科学捜査研究所の施設について、御質問いただきました。

科学捜査研究所整備事業は、令和3年度から令和8年度までの計画で実施しており、警察本部に隣接した県有地を建設地として事業を進めております。

本事業の進捗状況ですけれども、基本計画の策定、地質調査を経て、現在は、計画内容を図面化する基本設計が終了いたしました。建物は、地上5階建てで、鑑定分野ごとにフロアを分けた構成になっており、それぞれの実験室も独立させ、鑑定資料の汚染や紛失防止を徹底した鑑定環境となります。

大きな課題であった作業スペースの狭隘化については、現在と比べ約2倍

の広さとなる見込みであり、将来の鑑定技術に対応できるスペースも確保しております。また、実験中の事故への対策として、設備もしっかりと充実させ、職員の安全確保も解消できる見込みです。

今年度は実施設計を進め、構造や設備などの詳細部分を具体化していく作業となります。現時点での予定では、令和6年度半ばから庁舎の建築工事に着手し、令和8年度中に完成する見込みであります。

県警察としましては、犯罪の悪質巧妙化が進んでいる中、科学捜査の重要性は日々高まっているため、科学捜査の鑑定環境を整備し、県民の皆様が安全・安心に暮らせる地域社会の実現を目指し、警察活動を推進してまいります。

〔28番 藤田宜三議員登壇〕

○28番（藤田宜三） 御答弁いただきました。

5階建てで、それぞれの部署をフロア別に分ける、そのことは、私も学生時代、分析であったり無菌培養をやったりしておりまして、コンタミネーション、これが一番怖い。当然、科学捜査というのは、コンタミネーションが起きれば、本当に大変なことになると思いますし、今の分析というのは、本当に細かい、我々がやっていた時代と比べますと、1桁も2桁も、細かい分析をやるというのを聞いておりますので、そういう意味で、5階建てにさせていただける、それから面積は今の2倍になるということです。恐らく、これから先、いろんな科学的な検査の手法も増えてくるだろうと思いますし、そのことによって、機器も増えてくるだろうと思います。

その辺のところも考えていただいておりますということでございます。

進めていく内容が、令和6年度に建物の建築がスタートされるということでございますし、令和8年度には完成すると、こういうことでございます。

ぜひ捜査を細かく、そして正確にやっていくためには大変必要な施設だろうと思いますので、どうぞ抜きかりなく、ぜひともよろしくお願い申し上げます。質問を締結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

- 議長（中森博文） 暫時休憩いたします。
午前11時00分休憩

午前11時10分開議

開 議

- 議長（中森博文） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

- 議長（中森博文） 県政に対する質問を継続いたします。17番 野村保夫議員。

〔17番 野村保夫議員登壇・拍手〕

- 17番（野村保夫） 党派自由民主党、3期目の野村保夫でございます。

これまで、ここの質問席に立たせてもらいますときに、海女と真珠のふるさと鳥羽市選挙区選出のというふうな紹介をさせてもらっていましたが、今期の改選から、伊勢市・鳥羽市選挙区となりましたので、どうしようかなと自分も考えていまして、よく伊勢市の方が、日本の心のふるさと伊勢市で、海女と真珠のふるさと鳥羽市、伊勢市・鳥羽市選挙区選出の野村保夫です。よろしく願いいたしますと、このようにしようかなと先ほど考えたところであります。

伊勢志摩は、やっぱり伊勢神宮と海女と真珠、そして御食国と言われていまして豊富なおいしい魚介類、これが伊勢志摩の特産だと思っています。

鳥羽市議会もこの6月議会を真珠議会と名づけまして、議員も執行部側も真珠製品を必ず1品身につけて議事に臨むということを行っておりまして、私も、まだそのときの流れで、今も真珠製品をつけて臨むようにしています。

そして、他市へ視察に行くときも、結構、真珠製品なんかをつけていくと、向こうの方から、それはかわいいですねとか、いろいろ声をかけてもらうの

に適しております、今までもそうなんですけれども、これからもこういった製品をつけて視察や市外へ出向きたいと思っています。

それでは、質問に入らせてもらいますけれども、先ほども紹介させてもらったように、鳥羽・伊勢志摩と言えば、海女と真珠だと思っています。そして、鳥羽市の名所のミキモト真珠島なんかに行きますと、外国の方に海女の実演なんかが本当に喜ばれているところであります。

海女漁は長い歴史を有しており、その歴史的・文化的価値が評価され、国重要無形民俗文化財、日本農業遺産として指定、認定されています。ユネスコ無形文化遺産登録に向けても努力してもらっているところであります。

海女は全国にいますが、その半数以上は志摩半島にいます。その海女の人数が、すごい勢いで減少してきておりますので、これは、鳥羽市立海の博物館が発行しております（現物を示す）「海とにんげん&SOS」という機関誌なんですけれども、ここに海女の人数なんかが紹介されておりますので、少し、これを引用させてもらって紹介させていただきます。

（パネルを示す）これは、鳥羽市、志摩市を合わせた海女の数なんですけれども、昭和53年には3603人いましたのが、平成元年には1937人、令和4年には514人まで減ってきています。内訳は、鳥羽市では、昭和53年に1965人、平成元年には1084人が、令和4年では373人に、志摩市では、昭和53年に1638人、平成元年には853人が、令和4年には141人まで減ってきております。これを見ますと、志摩市の海女のほうが少し減少率が大きいかなと思います。

そして、海女の年齢構成なんですけれども、これも機関誌の中に載っているんですけども、ちょっと表がありませんので言葉で紹介してもらいますけれども、「最高齢は88歳、最年少は24歳で、大半が60代から70代が占めていることから、平均年齢は70歳前後と推測されます」と書かれています。70歳前後と言えば、もう当然御存じのとおり、団塊の世代であります。その団塊の世代の方も、あと10年すればほとんどが80代になって、この海女の数というのが一気に減少するということは、誰でも予測ができることだと思います。そして、海女を減らさないためには、当然、海女の獲物、それを生産

していく必要もあります。合わせ技で両方を推進していかななくては、なかなか海女の減少は食い止められないと、このように思っています。

鳥羽市と志摩市、各地域の漁獲量の推移が掲載されていますので、ちょっとアワビの量を紹介させていただきます。（パネルを示す）これなんですけれども、平成4年あたりにどんと減っているのは、これは、サメが出没したために出漁していないので下がっているのも、これはあまり参考にしないでいいんですけども、ずっと右肩下がりでも下がってきているのがよく分かると思いますし、それに伴って、海女の数も減ってきているというのがよく分かると思います。

昭和58年に、クロアワビ、アカアワビ合わせて97トンも取れていたんですけども、令和2年には12トンまで減少しています。そして、アワビやサザエだけでなく、続いて、（パネルを示す）これ、海藻なんですけれども、海藻の減少はそんなにアワビほどではないんですけども、それも右肩下がりでも下がってきているのがよく分かると思います。

しかし、海女に聞きますと、海藻よりも、やっぱり私らアワビが取りたいんや、アワビが一番取りたい、これが一番喜ぶ、うれしいんやというふうなことをよく聞きます。このために、海女や漁協の関係者から、一番の獲物のアワビの資源回復、特に、高く売れるクロアワビの資源回復を望む声は本当に大きいものがあります。（パネルを示す）これは、海女の操業している写真なんですけれども、海女が潜っている周りを見てもらいますと、海藻がたくさんあるのがよく分かってもらえると思います。この前、山本教和議員もおっしゃっていましたが、（パネルを示す）これが今の磯焼けの写真でございますが、本当に磯焼けが激しくて、魚介類、特にアワビやサザエの餌になる海藻が、本当によく生えていないのがよく分かってもらえると思います。このように、アワビの餌となる海藻類も黒潮の大蛇行が原因だと言われてはいますが、アワビの生息場の藻場を減少させているんですけども、ますますこの磯焼け、どんどん進んできておまして、海女の操業やそういうところに本当に支障を来しております。

加えて、昨年は毒性を持った赤潮が発生して、多くの魚介類が死んで、死んだアワビを漁協の方が貝殻を回収してほしいということで、取ってきて貝殻を並べているんですけども、それを見ると、本当に悲しいような状況になっていって、皆さん本当に、これから稚貝も死んでしまっ、どうしようかなということも言っていました。

そして、今年は、ヒジキも、相差、国崎、そして石鏡でも少なく、磯焼けがだんだん志摩市のほうから鳥羽市のほうに来ているというようなことを、口をそろえて言っていました。このような状況で、海女の存続なんかは本当に危機的な状況にあります。

2年後に大阪・関西万博も開催されることから、外国からのお客さんも来てくれると思うんですけども、三重県と言えば、やはり人気は海女と忍者やと思っています。海女を見たい、忍者を見たいという目的で来られる外国の方をがっかりさせないためにも、海女の育成が必要だと考えています。

今後、どのようにこの海女の育成と、魚介類、海藻類、アワビの生産、これをどのように取り組んでいくのか、これまでの取組もあれば、併せてお聞かせください。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） 海女漁業の継続に向けましたアワビなどの資源回復や担い手の確保に向けた取組について、御答弁申し上げます。

県では、海女漁業の重要な漁獲物であるアワビの資源回復に向けまして、アワビの稚貝をつくり育てるとともに、育てた稚貝を漁業者が放流する取組を支援しております。

特に、クロアワビにつきましては、議員からも御紹介がありましたが、市場での単価が高く、地域から強い要望があることから、これまでも稚貝の生産と放流を行ってまいりました。

近年の高水温化が進む環境においても、安定的に生産ができるように、令和4年度に技術を改良したところでありまして、本年度も引き続き生産と放流を進めることとしております。

また、漁業者による放流の効果を高めるために、稚貝を大きく育ててから放流する技術の普及、放流マニュアルに基づいて、海に潜って丁寧に稚貝を放流するなど、効果的な放流方法の指導、そして、アワビの資源状況に合わせて、漁を行う期間を短くするなど、適切な資源管理方法の提示に取り組んでいるところでございます。

また、アワビの資源回復には、生息の場である藻場の回復が重要です。そのため、減少の要因を調べるためのモニタリングの実施や、海藻の生育に適した場所での藻場の造成、そして、海藻の移植や食害生物の駆除など漁業者等が取り組む藻場保全活動への支援などに、漁協の皆さんや大学、市町と連携して取り組んでおります。

さらに本年度からは、新たに、アイゴ、ブダイなどの魚類による食害対策として、藻場への侵入を防止するネットを設置し、その効果の検証に取り組むこととしております。

海女の担い手の確保という点でございます。

本県の海女は減少を続けており、高齢化も進んでいるということから、県では、新たな担い手の確保に向けまして、大都市圏や県内で開催されます就業フェアにおける海女漁業や就業支援策の紹介、それから、オンラインで海女漁業を学べる漁師育成機関、みえ漁師S e e d sの運営、そして、漁協等が運営しております漁師塾における研修への支援などに漁業関係団体や市町と連携して取り組んでまいります。

今後も、本県の伝統ある海女漁業が将来にわたって続いていくように、関係者の皆さんと連携しながら、アワビの資源回復や担い手の確保にしっかりと組んでまいりたいと思います。

〔17番 野村保夫議員登壇〕

○17番（野村保夫） ありがとうございます。

部長から海女漁業の継続について御答弁いただきました。

これからも海女漁が若い将来の世代につないでいけるように、よろしくお願いたします。

海女漁をはじめ漁業は、水温や栄養塩類など、漁業環境の影響を大きく受けます。伊勢志摩地域の基幹的な漁業の一つであるクロノリ養殖についても、近年は色落ち被害が大きな課題になっています。幸いに、令和4年度は色落ち被害はなく、クロノリ養殖業の方も一息つけたと、本当ににこにここと、昨年と本当に全然違っていた。漁業者の方は安心した顔をしていました。しかし、まだまだ安心できる状況でございません。

県も色落ち対策としてクロノリの養殖場の周りに施肥をしてもらったり、魚からの食害を防ぐためにネットを設置すると先ほど部長のほうからの答弁もありましたように、そういった実証実験もしてもらおうとしておりますので、この辺りもよろしくお願ひしたいと思います。

そのほかにも、令和4年度に策定した第9次水質総量削減計画で緩和された総量規制基準の下で行われております流域下水処理場の栄養塩類管理運転と効果の調査など、あらゆる取組に引き続きしっかりと取り組んでいただきますように、よろしくお願ひいたします。

それでは、続いて、漁業と観光の連携について、お聞きします。

先ほど、海女がいなくなってしまう、そのために水産物が捕れなくなっていると質問いたしました。私は、三重県の観光、特に伊勢志摩の観光については、伊勢神宮にお参りをし、そして風光明媚な景色を見ながら、直会は二見浦やら鳥羽市、志摩市で取れたての新鮮な魚介類を頂くと、これが基本であると思っています。それが、先ほどからも言っております高齢化や後継者不足で新鮮な魚介類を捕る漁師や海女は減少しています。水産物も減少しています。漁業も衰退していますでは、伊勢志摩の観光の基本が根本から崩れてしまうのではないかと危惧しています。

私の住んでいる近くに、海女が操業の説明をしたり、体験談を話ししながら魚介類を提供してもてなす「はちまんかまど」というかまどがあるんですけども、そこの社長にもちょっと話を聞いてきたんですけども、やはり日本人のお客さんだけでなく、台湾やマレーシア、タイといった海外の方も、そういった海女がもてなして魚介類を食べるといのが本当に好評であると

ということも言っていました。しかし、このような水産物も取れなくなってしまえば、今度はこういった事業もできませんし、向こうの社長は、今年は漁獲高が不足しているために仕入れ値段が高騰して、なかなか利益も上がらない状況になっているとこぼしていました。

このように、アワビやサザエが捕れなくなって水産業が衰退したら、集客力も落ちてしまい、観光業も比例して衰退してしまうと思います。水産業の振興には、観光ももっと積極的に取り組むべきではないかと思っています。

鳥羽市では、漁業と観光の連携、いわゆる漁観連携が鳥羽市、鳥羽市観光協会、鳥羽磯部漁協の3者で行われています。

鳥羽市内では、この取組に賛同してくれた宿泊業者や飲食業の方で、海女さん応援プランというのを提供してもらい、このプランを利用してもらったお客さんの料金の1%を積み立て、寄附していただく。この積立金がある程度たまったら、アワビの稚貝の購入に充てています。鳥羽市や漁協が行う放流事業へも充てるというような取組をしています。

今月1日に、漁観連携も一緒になっての放流事業がある予定だったんですけども、これ1日なので、台風の影響で中止になりました。

そして、ここに写真もあるんですけども、映写資料の期限が8日でしたので、ちょっと間に合いませんで、（現物を示す）こういった本物のアワビを海女がこのように一緒になって持って行って、海女が船に乗って、先ほど紹介があったように沈めているといった放流作業をしてもらっています。

こんな事業を県のほうにもやってほしいと言うのではないんですけども、例えば、僕が今感じているのは、水産振興や漁業の振興は、農林水産部が行うもので、観光は観光部が行うものとある程度壁があるように私は感じています。

そこで、観光部ができた今こそ水産と観光が連携して、いろんなお話をしたり、同じテーブルで議論して、共通認識を持って、漁業産業の発展に取り組んでいく必要があるのではないかと思うんですけども、その辺りのところをお伺いしたいと思います。

[増田行信観光部長登壇]

○観光部長（増田行信） それでは、水産業と観光業の連携につきまして、答弁いたします。

環境とか経済への影響を配慮いたしました持続可能な観光地づくりを進めていく上で、観光業が、農林水産業やものづくり産業など様々な業種と連携いたしますことは大変重要であると考えております。

一方で、議員からも御紹介いただきましたが、県内における海女の数やアワビ、イセエビなどの漁獲量が減少している状況は、水産業だけにとどまらず、三重県の観光業にとっても大変深刻な問題であると認識しております。

観光部といたしましては、漁業者によるたゆまぬ資源管理であったり、養殖技術の向上に向けた努力によりまして提供されております持続可能な食材を、地域の宿泊施設や飲食店において、さらに付加価値を高める工夫に取り組む必要があると考えております。

また、観光事業者におきましても、漁獲資源の変化の状況を理解いただきながら、これまで市場に出回る機会が少なかった地魚であったり、海藻類など地域で消費された食材などを生かしまして、そこでしか食べることができない料理であったり、地域の食文化を提供するといったもう一つの別の価値を実践する、提供する観光地づくりが必要だと考えております。

こうした取組に加えまして、海女漁の体験であったりとか、定置網漁を体験するなど、地域に訪れてこそ体験できる取組を地域の水産業者の方々と連携しながら、地域の観光の魅力として発信していくことも必要であると考えております。

このような取組を進めるためには、現在、観光地域づくり法人というものがございます。これはDMOと申し上げますが、これらを中心に、地域の観光事業者や地域の水産事業者が一体となって連携することが必要となっております。この点につきましては、農林水産部としっかりと連携して取り組んでまいりたいと考えております。

そのために、観光部としましては、このDMOを中心とした地域の仕組み

づくりであったり、地域の魅力発信をしっかりと支援することで、持続可能な観光地づくりを進めてまいりたいと考えております。

〔17番 野村保夫議員登壇〕

○17番（野村保夫） ありがとうございます。

ぜひ持続的な観光地づくりのために、連携しながら進めていってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

知事にも、僭越ではございますけれども、水産と観光が連携した観光振興ということで、お考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○知事（一見勝之） 先ほど、両部長がお答えしましたけど、水産業と観光、それぞれ持ちつ持たれつの関係であると思います。

大きく言いますと二つかなと思っていまして、観光の三つの要素ということを以前お答えさせていただきました。

食って、物すごく大きな観光にとっての要素やと思います。令和4年に三重県の観光客の実態調査をしましたけど、宿泊者の旅行目的は、おいしいものを食べるというのが47%、1位でありました。一つは食ということにつながっている。

もう一つは、伝統文化やと思います。先ほど議員からも御指摘いただきましたけど、海女文化というのは、日本で一番、三重県は海女の数も多いんです。ですから、この間、6月6日にG7交通大臣会合のプレスツアーというのがありまして、外国のメディアの方から質問を受けましたけど、海女に関する質問、やっぱり多いんですね。なかなか世界的にない文化ですから、これについて、やっぱり伝統文化ということで、海女自身がその観光の目的になるというところもあると思います。

食という意味では、議員と一緒に、令和3年11月に答志島をお訪ねさせていただきました。トロサワラも頂きました。やっぱりとってもおいしいです。三重県の食というのは本当に、世界にも誇れるものであると思っています。

これからもこれを継続していくのが大事で、両部長が申し上げましたけど、漁獲量が減っている、これについては、農林水産部で対応しています。それ

から、海女の数が減っていることについても、これ、鳥羽市では、平成28年度に海女漁業の支援事業ってやっておられまして、ここから始められまして、海女がちょっと増えてたりしているんですね。道具を買うときの支援とかをやってもらいまして。現場へ行きますと、海女から、亀山市出身の海女もおるでと言われまして、徐々に増えてきているところもありますので、これからもそういったところを、観光とそれから水産、両方の視点から振興を進めていきたいと思っております。

〔17番 野村保夫議員登壇〕

○17番（野村保夫） ありがとうございます。

鳥羽市長もフランスのほうへ行行ってそこでいろいろ観光の売り込みをするんですけども、やっぱりフランスでも海女の質問は多いということをおっしゃったので、またその辺りのところ、連携しながらよろしくお願いたします。

続きまして、部活動の地域移行について質問させていただきます。

部活動の地域移行については、これまで、喜田議員をはじめ何人かの議員が一般質問で取り上げているんですけども、私もこの選挙期間中に何人かの保護者の方から、これから部活動はどうなるんですかという質問を受けまして、これからも中学校では部活動はせえへんのか、もう全部外へ出るのか、いろいろ聞かれます。

そこで、私のほうもあまり答えようがないので、今回質問させてもらうんですけども、例えば、私の住んでいるところの学校は長岡中学校というところなんですけれども、昨年度から、部活動ができないような勢いがなくて、子どもらを勉強させておくよりも、もう部活動のできるようなところへ行きたいということで、当初、鳥羽市の小中学校統合計画があったんですけども、それを前倒して統合してもらった、部活動をさせたいために統合したという経緯もありまして、そういった質問が結構私のほうにもあります。

鳥羽市の教育委員会に聞かしても、国の方針がぐらぐらして、文部

科学省は地域へ移行すると言いながら、予算は要望どおりにつけてもらえず、今は手を挙げた自治体に何が適しているか実証実験してもらおうなど、国の方向性が決まっていなくてどのように進めていいのかわかっていると困惑していると言っていました。

聞くとところによりますと、総合型地域スポーツクラブが部活動の地域移行の受皿として考えられているというようなことも報道であるんですけども、私、地元の総合型地域スポーツクラブの設立から運営まで、今もまだ関わっているんですけども、先ほど申しましたように、私のところの総合型地域スポーツクラブというのは立派な体育施設を使ってやっているのではなくて、学校の施設を借りて夜間子どもらに指導し、陸上競技大会があったら陸上競技大会へ行くというような、私たちが直でやっている細かなクラブです。それとか、2月定例会議の喜田議員の質問の中には、地域のコミュニティ・スクールに戻すとかというようなこともあったんです。

先ほど申し上げましたように、私のところのような総合型地域スポーツクラブもありますし、コミュニティ・スクールもあります。しかし、そういったコミュニティ・スクールや総合型地域スポーツクラブというのは、地域によって規模も違えば指導者の数も違います。私のところの総合型地域スポーツクラブは、先ほど申しましたように、地元で立派な体育施設もないようなところで、鳥羽市の体育館まで30分かけて行って、2時間スポーツをし、帰りにまた30分かけるといったことをやるよりも、地域にある施設を使いながらやろうといった総合型地域スポーツクラブです。そういった総合型地域スポーツクラブにも一体的に地域移行を任せるとか、そういった判断をしていくのではないかと思います。そういうことになれば、地域には指導者もいないし施設もない、そういった課題が山積していると思うんです。特に、先ほどから申し上げております私のところというのは、過疎地やら離島などでは、指導者の確保はもちろん、少子化の進展で子どもたちも少ないというようなことがあって、子どもを今度そこまでの移動はどうするんやとか、いろいろ課題がたくさんあると思うんです。そして、私の地元の総合型地域スポーツ

ラブでは、昼間仕事を持っている方が多くて、夜間子どもらに指導しているということも先ほどお話しさせていただきました。

今回の部活動の地域移行は、先生の働き方改革と少子化が進む中で、部活動の継続性を担保するために進められると理解していますがけれども、地域において、地元の子どもたちの部活動のために協力していただく方々の負担に配慮はもっと必要なのではないかと考えています。

私たちの総合型地域スポーツクラブで月1回運営委員会を行っているんですけども、そんな私らのところで預かってはどうするんですかとといった声が本当に委員の中から出てきます。県内では、ほかにモデル的に始まっている地域もあると聞いていますけれども、都市部と過疎地、地方では、同じように進めることは私は本当に現実的ではないと思っています。

部活動の地域移行は、それぞれ地域の実情に応じて進めていかななくてはならないと思うんですけども、県の教育委員会の認識と今後の進め方について、お聞かせ願いたいと思います。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、中学校における休日の部活動の地域移行について御答弁させていただきます。

中学校における休日の部活動の地域移行につきましては、県と各市町で進捗状況や課題を共有しながら取組を進めているところです。

この件については、国がガイドラインを出しておりまして、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけるというようなガイドラインなんですけれども、県においてもこのガイドラインを踏まえて地域移行を進めていくこととなります。

ただ、議員がおっしゃるように、市町ごとに中学校の数、生徒数、部活動の種類、受皿となる団体、指導者や活動場所、移動手段、いろいろと異なりますし直面している課題も様々でありますので、画一的に推進していくことは難しいと考えています。

当面は、各市町と連絡調整を密にしまして、何が課題なのかを把握すると

ともに、成功事例の情報共有を図りながらどんな対応が取っていけるのかを共に検討していくことが重要だと考えています。その上で、それぞれの実情に応じまして、まずは部活動に外部の指導者を入れるなどの地域連携の手法から始めて、可能な部活動から地域移行を目指すというような段階的な推進を図ることも視野に入れて取組を進めてまいります。

今年度は、まず、現在設置しています部活動のあり方検討委員会を今後の協議の場として改めて位置づけまして、三重県としての部活動ガイドライン、そして地域クラブ活動方針を策定したり、また、各市町の課題解決に向けた検討などを行ってまいります。また、今年度から、教育委員会内に部活動改革コーディネーターを1名配置し、相談窓口も設けまして、各市町の課題の把握、必要な助言を行って、地域連携、地域移行をサポートしていくと思っています。

また、地域クラブ活動の指導者の不足とか質の向上という課題がございますので、これに対応するために、指導者養成のための研修会を開催してまいります。

市町においては、今年度、国、県からの補助を活用しまして、部活動指導員を運動部は22市町で135人、文化部は12市町で36人が配置となる予定です。また、国の実証事業を運動部は4市町が、文化部は2市町が実施する予定でございます。

中学校における休日の部活動の地域移行は、これまで長年続いてきた学校部活動の在り方を大きく変えることとなります。このため、社会からの共感を獲得できるかどうか、今後の鍵を握っているとも考えています。今年度におおむね全ての市町に関係者が話し合う協議会が設置される見込みでありますので、この協議会を通じまして、学校、保護者、競技団体をはじめ、県民の皆様の理解を得られるように努めまして、地域連携、地域移行が円滑に進むように取り組んでまいります。

〔17番 野村保夫議員登壇〕

○17番（野村保夫） ありがとうございます。

県内一律に進めていくということはないということで認識させていただきました。引き続き、地域の実情を十分踏まえてもらって、地域の教育委員会や関係者の方々と話し合いをしてもらいながら進めてもらいますように、よろしく願いいたします。

続きまして、複式教育の件について、お伺いいたします。

今、鳥羽市の小学校は、離島に、答志小学校はじめ、菅島小学校、神島小学校の3校があり、本土側には鳥羽小学校をはじめ、安楽島小学校、加茂小学校、弘道小学校と4校あり、合わせて7校の小学校がありますけれども、離島の3校と弘道小学校の4校は複式教育をしております。

皆さんは御存じだと思うんですけども、授業風景を少し紹介させていただきますと、2年生と3年生が背中合わせでやる方式と、片方はこちらを向いているんですけど、横を向いてL字型方式があるということで、どちらも先生が1人で2学年の授業をしますので、例えば、2年生の片方で先生が授業をしていますと、これを直接指導というらしくて、もう一方の学年は漢字の書き取りとか、いろいろ自習をしているので、それを間接学習という聞いています。

ここから本題に入らせていただきます。

(現物を示す) これは、鳥羽市の菅島小学校の令和3年度の研究発表の資料で、少しこの資料の紹介をさせていただきます。先生たちは、こちらで指導しながら、10分、15分すると向こうへ行くのをわたりというのですかね、わたりとか、授業の方法を、発表の時間をこちらと向こうでずらすので、ずらしという、そういう方式を使いながら授業を行っています。

この授業方法なんですけれども、先生の独自の試行錯誤で行っているの、やっぱり先生の指導方法によって変わってくるのはおかしいのではないかと、この学校は考えて、ある程度、統一した授業のやり方にしたそうなんです。そうすると、学年が変わっても戸惑うこともないんですけども、しかし、その結果、子どもたちは、指示されたことやパターンの決まっていることには、自主的に取り組むことができるようになったんですけども、

指示がなかったり、やり方が変わったりすると臨機応変に対応できずに途中で学習が止まってしまったり、指導者が来るまで待っている場面が度々見られたそうなんです。

そこで、複式の授業や学校活動で書く、聞く、話すを大切に表現することを重点にして教えていけば、自分の考えを文章にしたり、根拠を明らかにしながら意見を発言したり、友達のことをしっかり聞いて付け足したり、質問できると考えたそうで、そういった取組を始めたんですけども、これが、（パネルを示す）授業の風景なんですけれども、前にいる子どもがリーダーになって授業を進めていきます。低学年のときから、授業を通して、このようにリーダーの役割や学習の進め方を理解させて、他の児童にもリーダーに協力する態度を育てる。事前にはマニュアルを先生がプリントして渡してあるんですけども、こういったことを重ねてやっていくうちに、リーダーは、音読をしたり新しい漢字を学習したり、自分の意見や考えをホワイトボードに書いて、まとめていくことができるようになるそうなんです。

先生や子どもたちがここまでになるには、随分と時間が必要だそうなんです。子どもたちも経験しながら先生も経験しながら授業を行わないと、すぐこのような方式にならなくて、このようになるまでに3年とか4年かかるといこともおっしゃっていました。初めてこのように複式授業を行うようになった先生は、今はこうなったんですけども、大学でも教えてもらったことはないし、そういった研修も受けたことないので、初めてですと結構パニックを起こして、どうやっていいのか分からなくなるということで先生は途中で戸惑うことが多いらしいんです。パニックを起こさないようにするための先生の研修やら、そして大学のカリキュラムで複式というのはありません。複式授業というのは教えてもらえないそうなんです。

今後、私のところのような地域の学校だけでなく、都市部でも、伊勢市でも、この前聞きましたところによりますと、桑名市の周辺部でも、複式教育が始まっていると聞いています。そういった研修とか教育のカリキュラムをもっと学校や大学にも話を持ちかけて進めるとか、もし複式教育を進めるな

ら、これは、仮に鳥羽方式とするんですけれども、こういった教育の仕方も参考にしながら、いろんなところに聞きながら進めてもらえればどうかなと思うんですけれども、教育委員会の見解をお伺いいたします。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、複式学級に関する御答弁をさせていただきます。

県内の複式学級につきましては、令和元年度には73学級であったところ、令和5年度は4月時点で92学級と徐々に増加しております。また、複式学級が存在している市町の数も15となっております、南部地域を中心に県全域に広がっている状況にあります。

複式学級は、異なる学年を同じ教室で指導しますので、担当する教員は通常の学級に比べて、授業の準備や指導上の工夫が必要になりますのは議員が御紹介のとおりでございます。このことから、県教育委員会では、市町等教育委員会や各教育研究所と連携しまして、国語、算数、英語などの学習指導を中心とした複式学級における授業に関する研修を毎年実施しています。

平成30年度から令和4年度までの5年間においては、延べ114名の参加があったところでございます。また、県内各地の教員が、時間的な負担を感じることなく学べるようにするために、オンデマンド型のネット研修のコンテンツとしまして「これからのへき地・複式・小規模校教育」というものを導入しまして、令和4年度より配信しています。

御紹介いただきました鳥羽市の複式学級における授業や指導方法は、確かに優れたものでございます。教員が不在となる、いわゆる間接授業の場合においても、児童の主体性が育まれるように、学校として授業の進め方がルール化されております。すなわち、児童や教員が入れ替わっても、同様に実施されるというところにすばらしいところがございまして、非常に有効な指導方法と認識しています。

今後も、県内の複式学級の増減や取組状況を注視しながら、研修の充実等、研修機会の確保に努めるとともに、御紹介いただいた事例をはじめ、有効な

指導方法等を研修や研究会において、しっかり情報共有してまいりたいと考えています。

〔17番 野村保夫議員登壇〕

○17番（野村保夫） ありがとうございます。

ぜひ、研修会などを実施してもらって、水平展開をきちっとやってもらいますようによろしく願いいたします。もう1点、先生がおっしゃっていたんですけれども、複式学級同士をオンラインで結んで、A学校の先生は3年生を、B学校の先生は4年生をという教育の仕方もどうかとおっしゃっていました。何か進捗に差が出るような授業ではちょっと難しいんですけれども、道徳とかそういった教育では、同じ学年でやるので有効だということもおっしゃっていましたので、その辺りのところも、またぜひ研究してほしいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、保育士の確保と処遇改善について質問させていただきます。

今回の質問に当たっては、伊勢市内の民間の保育園の方から相談がありまして、様々な話を伺ってきました。お話を伺っていると、やっぱり保育士の確保が難しい、今でも保育士は少ないのに、これ以上必要となると、どこで探せばいいのかと悩んでいると、大変苦労されておりました。

保育園を運営する上で満たさないといけない基準としまして、保育士の配置基準があります。保育士の配置基準とは、子どもの安全と教育の質を確保するために、保育士1人が何歳の子どもを何人まで保育できるかを定めた人員配置の基準であり、現状は、保育士1人が受け持つ子どもの数として、ゼロ歳児が3人、1、2歳児が6人、3歳児が20人、4歳児以上が30人となっています。

今回、国からこども未来戦略方針案が示され、1歳児は6対1から5対1へ、4、5歳児は30対1から25対1へ改善となっています。

例えば、これまで1歳児の子どもを12人預かっている場合は、保育士は2人でよかったんですけれども、今後は3人必要となってきます。このことは、子どもの安全と教育の質を考える上で、子どもや保護者にとっては大変喜ば

しいことなんですけれども、一方で、保育士不足もあって、待機児童が発生しているような状況を踏まえると、今でも難しい保育士の確保が今後ますます厳しくなってくるのではないかと考えています。こうしたことから、保育士確保について県としてどのように取り組むのか、確認させていただきたいと思います。

そして、また、保育士の確保が難しい理由として処遇の問題があると思います。給与に関して、令和4年の賃金構造基本統計調査では、保育士の平均年収が約391万円となっており他業種と比べて低い結果となっています。

子どもの命を預かる責任が重い仕事であり、また、常に忙しく、業務量が多い仕事であるにもかかわらず、それに見合った給与となっていないのではないかと感じるところです。

そこで、質問させていただきます。

保育士の確保と処遇改善について、県としてどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） 保育士の確保と処遇改善について、県はどのように取り組んでいくのかということにお答えします。

子どもの安全を確保し、質の高い保育が求められる中、議員からも紹介があったように、今、国のほうでは75年ぶりに保育士の配置基準の改善が検討されております。また、女性の就業率の上昇等によりまして、特に多くの保育士の配置を必要とする低年齢児の保育ニーズも高まっているというような状況にあります。

こうしたことから、県としても、保育士の安定的な確保が喫緊の課題であり、その要因の一つであります処遇改善についても取組を強化していく必要があると認識しているところでございます。

まず、保育士の確保についてですけど、保育士を目指す学生に対する修学資金の貸付けを行っておりますけど、令和5年度は、貸付け人数をこれまでの50人から100人へと大幅に拡充しております。また、保育士の負担を軽減

し離職防止につなげていくために、例えば洗濯であるとか、掃除とか、保育の周辺業務を行う保育補助者の雇用であるとか、ICTの導入支援、こういうことをやって負担軽減に努めています。また、資格を持っていても現在就業していない保育士を対象に、三重県保育士・保育所支援センターにおいて、就労相談であったりとか、研修を実施するなど復帰に向けた支援を行っているところでございます。

次に、保育士の処遇改善についてでございます。

この処遇改善については、経験年数であるとか、例えば主任であるとか、分野のリーダーとか、そういうキャリアアップに応じた賃金の引上げが可能となるよう私立保育所等に対する報酬の加算を行っているところです。加算の要件となるキャリアアップ研修につきましても、オンラインで実施するなど受講しやすい環境づくりを進めたところ、受講者が従来は2000人程度であったんですけど、令和4年度については3163人へと大幅に増加しております。また、国に対しても、この処遇改善の制度の拡充に向けて、継続的な働きかけをこれからもしっかり行っていきたいと思っております。

もう一方が、こういう保育士の成り手を確保するためには、やっぱり保育士の仕事の魅力であるとか、保育現場の魅力、こういうものについて発信していくことも重要であると考えています。

令和4年度に実施した現役保育士と保育士を目指す学生を対象としたアンケート調査では、現役保育士から、子どもが日に日に成長する姿に間近で接することが最大の喜びであるとか、人としての土台となる大切な時期に関わることができる、そういうことで非常にやりがいのある仕事だというような声が数多く寄せられています。また、学生が保育士になりたいと思った時期についてなんですけど、これ、調べてみると、中学校までに保育士になりたいというのを決めているという、現役の保育士は、高校時代に決めることが多かったんですけど、それが早まっていると。原因を調べますとやっぱり職場体験等、保育現場に、保育士に接する機会をつくったことが原因かなと思っております、早い段階から保育の魅力、保育体験に触れる機会、そう

いうものも増やしていけたらと思っています。

今後も、保育士の確保や処遇改善に向けて、働きやすい職場づくりをより一層進めるとともに、保育士の魅力を発信することで、新たな成り手の確保に努めてまいりたいと思っております。

〔17番 野村保夫議員登壇〕

○17番（野村保夫） 県の取組については、一定理解させてもらいました。

しかしながら、私立保育園の方からは、公立と私立の違い及び市町による対応の違いなど、格差があるということをお聞かせいただいています。また、処遇改善のための県や国の事業メニューはたくさんあるんですけれども、その補助金を受けられるかどうかは各市町の判断によるため、自治体間で差が生じているのも事実です。

例えば、今回の補正予算の中にも給食の食材費の高騰に対する補助金を用意してもらっているんですけれども、私立の保育園でも、設置されている市町によってもらえる保育園ともらえない保育園があると聞いています。市町それぞれに特徴はあってもいいと思うんですけれども、自治体によって、あまりにも格差が大きいのではないかと考えています。自治体によって幼児教育や保育に熱心な自治体、保育には一生懸命取り組んでいるが財政が厳しい自治体など、いろいろあると思うんですけれども、少し調べると、これ3000万円から4000万円の差が出ているということも言っておりますので、その辺りのところもよろしくお願ひしたいと思います。

大きい市も小さい市も子どもは同じなので、公立も私立も平等でなくてはならないと思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

続きまして、今回の2日、3日の大雨で、桃取町で大変なごみの集積がありました。これ、少し見ていただきたいんですけれども、（パネルを示す）これが、定期船乗り場の横に流れ着いたごみなんです。このごみを朝5時半頃に見つけて、漁師たちは定期船が発着できないということから、もう6時から作業にかかりました。（パネルを示す）これは、その流れ着いたごみを漁師たちが固めている様子なんです。漁師たちはやっぱり慣れているのか、

船外機を使いながらこのように、オイルフェンスを使いながら固めています。

(パネルを示す) これもそうなんです。これは固めて、違うところに運んでいる写真なんですけれども、これで固めていくんですけれども、まだまだ、(パネルを示す) 堤防の外にはこのように予備軍がたくさん残っています。

これは鳥羽市長と私で、奥のほうに大きい木もあると思うんですけれども、これが予備軍で、潮の干満によって沖へ流れ出して、再度港の中へ入ってきます。このために、漁師たちは堤防にオイルフェンスを張って食い止めたり、皆さん御存じのとおり、22世紀奈佐の浜プロジェクトをやっている奈佐の浜へいつそのこと流れ着くほうが、人家や定期船もないために、そこで一遍に取れるということで、そちらのほうに流れ着くほうがいいというようなこともおっしゃっていました。

今回ここでお聞きしたいのは、こういったごみが大量に流れてくるのは仕方ないと思うんですけれども、やっぱり流れているごみの量を減らさないと、いつまでたっても鳥羽市や県にとっても処理費も膨大なものになりますし、流れてくる量を抑止するためには、何らかの対策が必要と思うんです。これは三重県だけでは無理なことで、愛知県、岐阜県、名古屋市、3県1市でこれまでも取り組んでもらっておりますけれども、この辺りをもっともっと進めてもらう必要があるのではないかとということで、今回質問させてもらったんですが、どうです、質問時間はもうないんですけれども、こういった取組を知事のほうからよろしくお願いします。

○議長(中森博文) 答弁は簡潔にお願いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事(一見勝之) 令和3年11月に奈佐の浜を見せていただきました。やっぱり海流と風でごみが集まってくるんです。自然のごみ、なかなか、これ、難しいんですけど、やっぱり人工のごみもありますので、それは出す量を減らしていく、これが重要だと思っています。

今年度から、三重県だけではなかなか難しいので、岐阜県とか愛知県と一緒に計画をつくって、ごみで悩む人が少なくなるようにしっかりと

やっていきたいと思っております。

〔17番 野村保夫議員登壇〕

○17番（野村保夫） よろしく願いいたします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（中森博文） 暫時休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後1時10分開議

開

議

○副議長（杉本熊野） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質

問

○副議長（杉本熊野） 県政に対する質問を継続いたします。22番 下野幸助議員。

〔22番 下野幸助議員登壇・拍手〕

○22番（下野幸助） 皆さん、こんにちは。

本年4月、4期目に当選をさせていただきました鈴鹿市選挙区選出、会派新政みえ所属の下野幸助です。今回で14回目の一般質問となります。

今回は、今週金曜日、6月16日の開催まで残り4日と迫りましたG7三重・伊勢志摩交通大臣会合のピンバッジをつけて（実物を示す）、知事もつけていただいていますけれども、登壇させていただきました。

そして、私の住む鈴鹿市白子からは、県立白子高校の吹奏楽部の皆さんが、G7関係者皆さんに歓迎演奏を行っていただくということで、大変うれしく思いますし、会合の成功をお祈りしております。

さて、今回の質問は4点、知事をはじめ執行部の皆様、多くの県民の願い

と思っただき、御答弁いただければ幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、早速質問に入らせていただきます。

まずは、一見知事が、みえ元気プランで進める7つの挑戦の一つに掲げていただいている人口減少対策についてです。まずは、これまでの現状と課題について、皆様と御確認をさせていただきたいと思います。

本県では、平成27年、2015年から、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、これに基づいて施策を展開することで人口減少対策に取り組んできました。一方で、人口は、平成19年、2007年をピークに、年々減少が加速している状況でございます。

まずは、令和に入ってから4年間の減少実績を皆様と御確認したいと思います。フリップをお示しさせていただきたいと思います。（パネルを示す）こちらのフリップは、令和元年、2019年から、令和4年、2022年までの4年間のこの三重県の人口減少数を示したものでございます。

令和4年は速報値としての概数ですが、1年間の人口減少は過去最高で、1万6000人を超えて、1万6725人という数字が出ております。そして、この令和4年間で合計の人口減少数は、右下辺りに三角で、6万122人と出ております。

6万人の規模はどんなもんかなということで、右下に市町別の人口を掲げさせていただいておりますけれども、1位が四日市市30.5万人と書いてありまして、その下をずっといくと、第8位の名張市が人口7万6000人、そして、第9位の亀山市が人口5万人というところでございます。たった令和4年間で、名張市や亀山市、これぐらいの間となります。一つの市ぐらいの規模の人口減少が進んだということでございます。

そして、こういった人口減少が続くとどうなるかというのが次のフリップでございますけれども、（パネルを示す）これは三重県が2015年に示していただいた超長期の人口将来展望でございます。

2160年には、三重県内の人口は28万人ということであります。一方で、当時書かれておりました合計特殊出生率が2.1ぐらいになれば、県も赤線を引っ張っていただいておりますけれども、これぐらいで止まるんじゃないかというような、今となっては極めて非現実的な数値がここに記載されているということになります。

今後の三重県人口減少対策方針においても、人口は減少していくんですが、こういった150年程度のスパンでお示ししていただきたいということを、まず要望させていただきたいと思っております。

さて、一見知事は、本県の人口減少に関わる調査分析や県と市町で構成するみえ人口減少対策連携会議及び有識者の意見等を経て、このたび、三重県人口減少対策方針（最終案）を作成されました。

先ほど前段では、藤田議員への御答弁でもありましたけれども、かなり丁寧に時間をかけてこの最終案をまとめていただいたということもお伺いさせていただいておりますが、また、その中で、私も熟読させていただきまして、好事例も幾つか挙げていただいております。

6年連続人口増加率1位となっている千葉県流山市の事例をはじめ、子ども医療費の無料化を高校3年生まで実現した兵庫県明石市、または、合計特殊出生率2.95という高い水準を達成した岡山県奈義町などの事例も読ませていただきました。

人口減少対策として成功している市町で共通して言えることは、子ども・子育て支援の強化、そして経済的な支援だと思っております。

人口減少が好転した市町の多くが積極的に導入している子ども医療費の支援については、後ほど、別途質問させていただきたいと思っております。

さて、人口減少対策方針（最終案）の最初に記載されている三重県の将来人口ベース推計と将来展望について、（パネルを示す）こちらのフリップで確認させていただきたいと思っております。

具体的に確認させていただきたいのは、2060年まで引っ張ってある線ですが、途中で青い線を見直しされているということでございます。2060年、当

時は142万人というところから134万人と数値が見直されているということ、そして一番下の線は、国立社会保障・人口問題研究所で推計されている数値でございます。

私が言いたいのは、この数値並びに最終案でも書かれておりますK P Iと人口減少の相関関係でございます。

一番下、左下のところにも、これは三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略で記載されておりますけれども、合計特殊出生率がまだ2.1というのが残っております。

そこで、後田政策企画部長にお尋ねいたします。3点お尋ねいたします。

まず一つ目は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載されていた合計特殊出生率2.1、そして転出超過を北中部は2027年にゼロにしますよとか、2040年には南部もゼロにしますよという部分、ここについてのお考えを聞かせていただきたいと思っておりますし、全員協議会でも質問させていただきましたけれども、改めてお尋ねいたします。

そして2点目が、K P Iと、先ほど申し上げたとおり、人口減少対策との相関関係でございます。K P Iは守れたけれども、転出超過は本当に抑えられるのかという部分でございます。K P Iの項目を見せていただきましたけれども、経済的な支援が私は弱いと思っています。その部分、K P Iはできたけれども、本当に転出超過が抑えられるのかどうかという部分についてお尋ねしたいと思っています。

そして3点目、まち・ひと・しごと創生総合戦略では、こういった数値目標を掲げておりましたけれども、それが今となってはモニタリング指標という、モニタリング指標って、私はちょっと弱いと感じております。自然減、社会減に直結する、こういった目標、転出超過設定数について、私は重要指標とかという形で再度お示しすべきだと思っておりますが、以上3点、御答弁をよろしくお願いいたします。

〔後田和也政策企画部長登壇〕

○政策企画部長（後田和也） 人口減少の認識と人口減少対策方針について、

お尋ねいただきました。

まず、議員のほうからも御説明いただきました三重県人口ビジョンにつきましてですが、この人口ビジョン、2015年に最初に策定いたしましたし、2019年に改訂を行ったものでございまして、合計特殊出生率を2025年に希望出生率である1.8に、2040年には、国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンに合わせまして、人口置換水準である2.1という設定をしてきたところでございます。

また、転出超過数についても、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略で示された地方での段階的な雇用創出に合わせて、北中部では2027年に、南部では2040年にゼロとすることとして、人口の将来展望を行ってきたところでございます。

先日公表されました本県の2022年における合計特殊出生率（概算）につきましては、昨年の1.43から1.40へと下がり、人口ビジョン改訂時の現状値である2019年の1.54を下回る状況が続いております。さらに、2022年の転出超過数は、人口ビジョンに記載した設定値内ではあるものの、大都市圏への流出傾向は依然続いている状況でございます。

こうした状況となっているのは、県がこれまで取り組んできた様々な人口減少対策の取組におきまして、合計特殊出生率でありますとか転出超過数の改善に必ずしも十分な効果を上げられなかった点があったと考えております。

一方で、予想以上に長引いたコロナ禍によりまして、個人の価値観やライフスタイル、社会経済情勢等が変化しまして人口の動向にも大きな影響を与えたこと、また、国や市町など様々な主体の取組と十分な連携が取れてこなかったことなども要因であると考えております。

こうしたこれまでの総括を踏まえまして、三重県人口減少対策方針（最終案）におきましては、引き続き合計特殊出生率や転出超過数の改善を目指すものの、こうした指標は県だけではなく国や市町、企業等様々な主体の取組が関係すること、また、社会経済情勢などの外的要因に大きく影響を受けることから、数値目標ではなくモニタリング指標として設定するとともに、県

が実施する対策につきまして成果を評価するため、モニタリング指標に資するようなKPIを別途設定しているところでございます。

今後は、毎年度の効果検証の中で、このモニタリング指標やKPIの状況を踏まえまして、個々の取組をトライ・アンド・エラーで柔軟に見直ししていきたいと考えております。

現在の状況におきまして、これまで県が示してきた人口の将来展望における合計特殊出生率や転出超過数の設定値を実現していくことは難しいと考えております。

しかしながら、こうした中でも少しでも減少のスピードを緩められるように、本方針に基づきまして、エビデンスに基づいた効果的な取組を続け、合計特殊出生率や転出超過の改善につなげていきたいと考えております。

また、御提案のございました超長期の展望でありますとか、あるいはモニタリング指標の名称、これも少し、単に見ているというだけではなくて、もう少し重要な指標だというようなところで名前を考えたかどうかという御提案につきましては、今後の人口展望なども踏まえまして、どういうものがあるか、効果的なものについて検討していきたいと考えております。

〔22番 下野幸助議員登壇〕

○22番（下野幸助） 部長の答弁、ちょっと私は納得がいかない部分が多々ありました、正直。

まず第一に、目標を達成するのは難しいということがありました。私は、実はこの質問を令和元年、2年に、福永元部長にさせていただいたときに、これは必ず必達意識を持って頑張っていきますという御答弁を2年間にわたっていただいています。私はそのときに、本当に難しくないですかと当時の鈴木英敬知事にも、そろばんをはじいて電卓で608人と出していないかということも、この議場で言わせていただきました。それが今となって難しいということは、非常に私は県のこの積算根拠が甘かったと言わざるを得ないと思います。

合計特殊出生率の件もそうなんですが、県の方々に聞くと、国からの提示

でということなんですけど、やっぱりここは三重県なんですから、三重県の実情、あるいは市町の実情、それを鑑みて設定していただかないと、もっともっと厳しい状況にもなりますし、必達意識を持ってやっていくということで、令和元年、2年と御答弁されていて、本当に私はそのとき難しいんじゃないですかということをおっしゃっていただいたんですが、それが3年、4年たって難しいから、目標をやめてモニタリング指標というところになってきている。そこはもう一度、積算根拠を明らかにしていただいて、県民のためにどうすればいいのか。私はもう一度言いますけれども、経済的な支援を県としてKPIに入れていただく、そこをもう一度検討していただきたいと思えます。

ただ、これは知事がいつも言われる一朝一夕でできることじゃないんです。ですので、100年、150年先を見た目も県民の皆様にお示しすべきだと思っています。

当時、何で150年のスパンで見るとですかって私は県に問い合わせたら、大体150年というのは3世代のスパンだと教えていただきました。それはそれで、私はそれぐらいかかることだなと思えますし、先ほどお示ししましたけれども、150年先は28万人の三重県人口って、ここをどうしていくのかと。減っていくことが悪いとは言いませんけれども、先ほど前段の知事の藤田議員に対する答弁でもありましたけれども、減っていけば減っていくの行政サービス、これが必要なんだということも言われていましたので、私もそのとおりだと思います。そこをしっかりと県として把握していただいて、対策を練っていただきたいと思えます。

そこで、知事にお尋ねいたしますけれども、知事も、今年度から3億円を投じて、各市町との連携をして支援するというようなこともお伺いしておりますけれども、この人口減少、つい先日は山梨県でこの人口減少に対する緊急宣言も発出されたとも聞いております。

三重県も厳しい状況だと思っております。29市町との連携を強化、さらに連携を強めていただきまして、そして知事にお伺いしたいのは、この県の将

来展望における設定値への必達、改めて私は意志と言いますが、意志と、そしてこの2100年、2150年に想定される人口減少に対しての考え方をお尋ねいたします。

○知事（一見勝之） 行政というのは、夢というんですか、あるいは希望の持てる将来像というのを県民の皆さんに提示する、これはすごく大事なことやと思います。他方、不都合であっても、現実を現実としてお知らせしなきゃいけないというのは、恐らく議員が、言葉ではおっしゃいませんでしたけど、思っておられることではないかと思います。

2015年、そして2019年の人口の将来展望、これは私も話を聞きましたけれども、国が東京から地方に毎年2万人雇用を創出する、したがって、そこに東京から三重県にやってくる人数がおられると。それを基にして計算していったということでありまして、三重県のそれまでの人口の減り方、そういうのの実績を基にしていらないんですね。だとすると、それはなかなか、絵に描いた餅とは言いませんけど、達成は難しいだろうというのは思いました。

ただ、その当時やっておられた方々は、ほかの県の様子も見ながら、三重県としてどうやっていくのかということで作られた数字であって、それを何とかその数字を達成したいという思いはあったと思います。

そういう意味での必達意識というのを持ちながらやっていくという答弁は、私は間違っていないと思いますけれども、ただ、現状をしっかりと見ないかんということで、今回は、1年程度、長いという御批判もいただきましたけれども、様子も見ながら、ほかの先進地域の取組も見ながら、そして、令和5年度の予算も組みながらやらせていただいたつもりでございます。

数字は、先ほど藤田議員の御質問にもお答えしましたが、腰だめではあかんと思います。やっぱり実績を見ながらつくっていくあかんので、ようやく今、各自治体とも相談ができる体制もできましたし、県総がかりで、これは自治体の方も含めてということですけど、そしてこれからは企業の方も含めて、県総がかりで人口減少対策に取り組んでいくという素地ができたと思います。そして、これからそれぞれを実行に移していくと。

もちろん人口減少には、自然減対策もあります、そして社会減対策もあります。自然減対策は、国と相談しながらやっていかなきゃいけない部分もとっても多いです。今年度、県としては、3億円の補助金を各自治体にということでやらせてはいただいていますけれども、この成果も見ながらやっていかないかん。取りあえず今回、モニタリング指標ということで、多々数字を挙げさせていただきました。KPIもつくらせていただいています。

やがては、どういう目標をつくるのかというのを、実績を積み重ねて、やっぱりつくっていく必要があるだろうというのも御指摘いただいておりますので、そう考えているところでございます。

その数字をどんな数字にするのかというのは、皆さんとも議論させていただきなきゃいけませんけど、まず、実績を上げていかなければいけません。こういう対策を取ったら、このぐらい子どもの数が増えたとか、あるいは社会増ができていくというようなことも見ながらやっていかなあかんわけです。

四日市市なんかですと、2021年に社会増ということ、これはいろんな要素は絡んでいますけど、1200人を超える社会増ということで、頑張っておいでになられます。これは企業の動きというものに伴うものもあるかもしれません。ですから、努力したから増えるというものでもないかもしれませんが、一応、東海地方で30万人以上の都市では、一番社会増が多かったということもあります。

そういった事柄も、それが何でなんかというのも分析しながら、これから人口減少対策をどうやっていくのかという形をつくっていきたいと思います。

それから、大事なのは、企業の皆さんともお話ししていかないとと思っていますので、様々な方とお話をしながら、人口減少って物すごくたくさん要素がありますので、そこで話をしながら進めていきたいと思っています。

それから、前回ちょっと申し上げましたように、各県知事とも話をしましたけれども、三重県は研究としてはある程度できていると思います。ただ、これから実行に移していかないとということで、これは別にほかの県との競争というわけではないんですが、山梨県も危機感を持っているということ、

そしてほかの県も恐らく危機感を持っておると思いますので、そういったところとも情報交換しながら対策を講じていきたいと思っております。

〔22番 下野幸助議員登壇〕

○22番（下野幸助） 知事、ありがとうございます。

絵に描いた餅ではこういう結果になりますので、先ほど、理想は掲げやなあかんというのも分かりますし、現実を見据えなあかんというのもあると思います。そのはざまでいろんな協議をしていくわけでございますけれども、少なくともこの人口減少対策の社会減対策の数値とかも、もう私が3年、4年前に指摘をして難しい状況だということを言わせてもらった上での、今、部長から難しいという御答弁でございました。

やはり各市町との連携もそうですけれども、もう少し県として目標に必達意識を持ちながら取組をしていただきたいと思っておりますし、あと、国の支援ももちろん必要だと思っています。

ただ、異次元の少子化対策、報道によりますと、予算倍増は2030年代初頭とも言われております。10年先ぐらいになってくるかと思っております、国の本当の意味での予算がついてくるのは。そんなにも県としても、市町としても待ってられませんので、毎年、1万5000人、1万6000人、1万7000人規模での人口減少ですから、その部分、しっかりと必達意識を持ってお願いしたいと思っております。

もう質問はしませんけれども、モニタリング指標、ぜひともちょっと再考して、再検討していただいて、合計特殊出生率もそうですし、社会減の数値もそうですし、その部分をしっかりと長期的な視点に立って、県民の皆様にお示ししていただく、それからK P Iについても、なお経済的な支援、医療費も含めて、市町への支援を強めていただく、3億円、今年度からスタートしていただきましたけれども、さらに連携を強めていただくことをお願い申し上げます、一つ目の質問を終わらせていただきます。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。不登校児童生徒支援の課題と今後の取組についてということでございます。

一見知事は、公益社団法人日本青年会議所が主体となって推進しているベビーファースト運動の趣旨に賛同していただいて、県としてその活動に参画されています。

ベビーファースト運動とは、子育て世代が子どもを産み、育てたくなる社会を実現するため、企業や行政などが一体となって、赤ちゃんを育てやすい社会の実現を目指していく運動です。

そこで、一見知事からは、活動宣言としてこのように言われております。

「子どもは三重の未来 全てに優先する」。「子どもは三重の未来 全てに優先する」と宣言していただき、赤ちゃん、そして子どもたちが、三重の未来に何よりも大切であることをお示ししていただいております。

そして、その活動は4点に大きく分かれておりますけれども、一つ目が、虐待など困難を抱える子どもへの支援、二つ目が、妊娠・出産、子育ての支援、三つ目は、働き方や若者の雇用、結婚の支援、四つ目が、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりということでございますが、二つ目の質問は、虐待など困難を抱える子どもへの支援に関連いたしましての不登校対策をお尋ねしたいと思います。

まず、これも三重県の現状を確認させていただきたいと思います。

三重県の不登校の状況で、（パネルを示す）不登校児童生徒数の状況でございます。不登校といたしますのは、一番下に書いてありますとおり、欠席日数、保健室等登校日数、そして遅刻早退日数の半分、この3点を足したのが30日以上ある部分が不登校相当といたします。そしてもう一つ、不登校の手前、準不登校という形の定義もございますけれども、これは15日以上30日未満、年間です。年間30日以上、こういった形に相当する方々が不登校であったり、準不登校という定義になっておりますけれども、このグラフは不登校をお示しした部分でございます。

一番下の部分が高等学校で732名で、率でいきますと2.15%、真ん中が小学校児童1059人、1.19%、そして一番上が2084名、中学校の生徒による不登校で、率にして4.61%というところになっております。

そして、準不登校はここには掲載はしておりませんが、県で確認していただいたところ、不登校とおおむね同じぐらいの規模があるということが見込まれているということでございました。したがって、例えば中学校ですと、一つの中学校、1000人規模ですと、約1割程度、100人規模での不登校、準不登校という規模が見込まれるということでございます。

そこでお尋ねいたしますけれども、県でもスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどを多数、現場に配置していただいていることには感謝を申し上げますが、一方で、先ほどグラフでお示ししたとおり、増加傾向ということ、これをどのように検証されているのか。

そして二つ目は、新たな不登校を生まないために、不登校は必ずしも望まないという認識は持ちつつも、学校に行きたいのに行けないといった児童生徒への支援はどのようにしていくのか。その部分、私は準不登校も、今県では、あまり県全体では認識されていないということでございましたけれども、準不登校の県全体での把握、そして、各市町ではもう既に取り組んでいますので、そういった水平展開が必要と思いますが、どのように考えるのかというのが2点目。

そして、3点目の質問は、現場の声を聞くと、やっぱり現場の教職員の皆様が大変だという部分でございます。そういった意味では、教職員の定数増であったり、あるいは不登校支援アドバイザー、今年度1名を増やして、県内6名ということでございますけれども、まだまだ足りない状況だと思いますので、こういった定数増であったり、不登校支援アドバイザーの増加をすべきだと思いますけれども、以上3点の質問について教育長にお尋ねいたします。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、不登校に関する御質問について御答弁させていただきます。

まず、不登校増加の要因ですけれども、この要因の大きなものとしては、新型コロナウイルス感染症の影響があると捉えております。児童生徒にとつ

て、生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況や学校生活において様々な制限がある中で、登校意欲が湧きにくい状況があったと考えられます。

また、登校という結果のみを目標とするのではなく、社会的な自立をこそ目指すという義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の趣旨が浸透してきておりまして、個々の状況に応じた支援が進んできていることも背景にあると捉えております。

それで、これまでの取組の効果に関してですけれども、御紹介いただいたように、不登校児童生徒は増加している現状にありますけれども、県教育委員会では、これまでスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを市町や学校の要望を踏まえて徐々に増やすとともに、令和2年度から不登校支援アドバイザーを任用しまして、訪問型支援の充実に取り組んでいます。

令和4年度におけるスクールカウンセラーの相談件数は6万1809件で、前年度より1万8480件増加しています。また、スクールソーシャルワーカーが支援した対象児童生徒数は1050人で、前年度より155人増えています。

支援に関わったスクールソーシャルワーカーの報告では、多様化する不登校の原因や背景に働きかけた結果、その児童生徒の約4割の状況が好転したという回答がございました。

不登校の要因は様々ありますけれども、これまでの取組は、学校現場において一定の効果が見られ、評価されているものと認識しています。

それから、新たな不登校を生まない取組についてですけれども、新たに不登校の状況にならないように、不登校の定義であります30日以上欠席に満たない児童生徒に対しても、適切な支援を行うことが重要と考えています。

議員御紹介のような、欠席日数や、あと保健室や別室登校の日数、それから早退や遅刻などの状況を踏まえて対応することも有効と考えています。

市町においても、考え方や捉え方は様々ですけれども、30日の欠席に満たない児童生徒の状況を把握して、初期対応の指針を示すなどの対策を講じている事例があることも承知しておりますので、については、御紹介いただいた事例も含めまして、これらの好事例を県内市町に共有することで、早期の対

策を進めてまいりたいと思っております。

また、県教育委員会においても、不登校を未然に防いでいくために様々な取組に着手しています。

一つは、欠席日数や遅刻早退の数に加えて、学習の状況や友人関係、健康状態などにより潜在的に支援が必要な児童生徒を把握するスクリーニングの手法を活用した取組で、これはスクールソーシャルワーカーと連携しながら、早期からの支援につなげる活動を推進しているところです。

さらに、学校生活や友人関係で思うようにいかないことがあったときに、しなやかに受け止めて適応し、落ち込みや傷つきから回復する力でありますレジリエンス力を高める取組を小・中学校20校で実践しています。

今後も、各学校や市町教育委員会と連携しまして、不登校児童生徒の意思を尊重しつつ、将来の社会的自立に向けまして、児童生徒や家庭の状況に応じた支援を進めてまいります。また、不登校支援アドバイザーの定数等についてもお話がありましたけれども、市町教育委員会等のニーズを踏まえまして、より効果的な配置や活用の在り方についても検討してまいります。

〔22番 下野幸助議員登壇〕

〇22番（下野幸助） 教育長、最後の不登校支援アドバイザーの部分は、配置、定数についても検討していくということでございまして、まだ県内6名ということで、そのうちの2名の方に私はお話を聞かせていただきましたけれども、まだまだ大変、先ほど件数も増えているという状況でございますので、配置、増員についてもぜひとも前向きに御検討いただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

そして、前段では、教育機会確保法についてのお話もいただきました。この第3条のところの基本理念に「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること」ということで、要するに受皿としてフリースクール等もあるかと思ひますがけれども、その部分に関する支援、これもぜひともお願ひさせていただきますと思います。

昨年の12月に県議会でも、教育機会確保法に基づいた不登校支援施策の充実を求める請願、これが全会一致で採択されておりまして、そのときの教育長も前向きにこの支援を協議していくということでございました。

実情、もう他県でもフリースクールなどの支援をしっかりとされている県も幾つかありますので、三重県においても、その部分を早期に支援していただきますようによろしくお願い申し上げまして、二つ目の質問を終了とさせていただきますと思います。

それでは、3点目の質問に入らせていただきます。子ども医療費助成制度における現物給付（窓口無料）推進についてということでございます。

前段のベビーファースト運動の話ではございませんけれども、三重の子どもが一番大切だという部分、そして、その大切をひもとくと、やっぱり子どもの命より大切なものはないかと思えます。そういう意味で、県でも、子ども医療費補助金を、幾つか制度を改定して、推進してきていただいています。

その実績を皆さんと確認していきたいと思うんですが、（パネルを示す）これは平成22年度から令和5年度までの子ども医療費補助金に関する予算をお示ししたものでございます。

そして、平成24年、25年で23億円規模に上がっておりますけれども、これは下の四角に書いてあるとおり、当時の鈴木英敬知事の英断で、小学校まで、償還払いですけれども、無料ということにさせていただいたので、予算が上がっているというところでございます。

そして今年度は、これは一見知事の御判断で、幼稚園、保育園、未就学児ですね、の部分についての所得制限の緩和をしていただきました。児童扶養手当から児童手当基準へということで、要するに幼稚園、保育園ぐらいを卒園するまでの子どもたちにおいては、大体9割ぐらいカバーをしていただいているというところでございます。

こういった状況で、今、子ども医療費補助金は大体おおむね、コロナ禍を除くと22億円程度で推移しているというところでございます。

そして、ここからがお願いしたい部分なんですが、（パネルを示す）各市

町の子ども医療費助成制度の在り方についてを皆さんと確認させていただきたいと思います。

この資料を1枚作るのに、私は4時間かけました。県の職員の方にも御協力いただきながら、29市町の子ども医療費助成制度の姿なんです、左の軸が対象者年齢です。下から、先ほど言いましたように、幼稚園、保育園の卒園年度末、そして二つ目は小学校の卒業年度まで、その上が中学校の卒業年度までで、一番上は高校卒業年度までという部分の対象者年齢を左枠が示しています。

そして、ここの真ん中の部分は、現物給付、窓口無料をやっている市町はどこですかという部分、一番右は償還払い、要するに1回窓口で払うけれども後で返ってきますよという部分で、都合、これは今年の9月予定なんですけれども、7市町が窓口無料を行う予定、そして23市町が償還払い、ちょっと1個、29市町で1個多いやないかという部分なんですけれども、川越町だけちょっとイレギュラーで、中学生まで窓口無料なんですけど、高校で償還払いという、両方入っていますので、その部分だけちょっと重複しているということでございます。

そして、緑の部分が、三重県が保障している部分でございます。三重県が保障しているのはこの緑の枠囲いでございますけれども、まず、6歳年度末、幼稚園、保育園を卒園するまでの部分については窓口無料で、三重県全域で保障しますよと。小学校になったら償還払いで保障しますよという、ここまでが三重県の枠組みでございます。

そこから上の対象年齢に上がっていくと、各市町で取組が異なってくるということでございます。例えば私が住んでいる鈴鹿市については、中学校まで窓口無料、四日市市と川越町もそうなんですけれども、この3市町は、中学校まで窓口がもう今でも無料ということでございます。そして、この3市町は、ここに書いてありますとおり、県内どこへ行っても、中学生まで窓口で無料ということでございます。

先日、私の鈴鹿市に住んでいる子どもが津市でけがをしました。津市の病

院に行くわけですよ、急ぎで、ちょっとけがをしちゃいましたから。そうすると、窓口無料なんですよ。鈴鹿市の子どもだけでも窓口無料。

ただ、逆のケースがあって、津市のお子さんが鈴鹿市でけがをしたという場合は、これは一旦、窓口で医療費を払わなくちゃいけないということになります。こういう不公平感といいますか、子どもの医療は負担が違うという部分でございますし、あと少し付け加えて言いますと、この線が各市町に引っ張ってあるのは、所得制限があるという部分で、ちょっと制度が違うというところでございます。

そういったところで、居住地によって子どもが受ける医療費助成、医療サービスに差が生じているということは問題かと思えますし、子どもの医療費にけるお金、これ、私が平成27年にも質問させていただいたときは、子どもの医療費にけるお金が全国4位とか何位とかという御答弁もいただきましたけれども、そういうことではなくて、県内市町どこに住んでいる子どもたちも、ある一定程度の窓口無料にさせていただきたいと思えますが、そういった実情に関しまして医療保健部長に御質問を申し上げますが、最終的にはこの緑の県の枠を中学校まで上げていただきたい、段階的に進めるべきだと思いますが、医療保健部長に答弁を求めます。

〔小倉康彦医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（小倉康彦） 子ども医療費助成制度に関する質問をいただきました。

子ども医療費助成制度は、市町が実施主体となって医療費の自己負担額を助成するもので、各市町は、県の補助制度を基本に、独自の取組として助成対象を拡大して実施しており、全国的にも同様の傾向となっております。

県内の市町の子ども医療費助成制度につきましては、市町によって抱えている課題や進めたい方向性、財政状況等も異なることから、独自で制度拡大が進められており、結果として市町間で差異が生じていると認識しております。

窓口無料化、いわゆる現物給付と言っておりますけれども、これに関しま

しても、対象とする子どもの年齢に市町によって差異があるということも議員から御紹介いただいたとおりでございます。

子ども医療費助成制度は、県民の命に関わる大事な制度であるため、県としてもしっかり関与していくべきだと考えております。これまでも、県の補助による市町への財政支援や、県、市町で構成する福祉医療費助成制度改革検討会における検討・協議を通して、制度の基盤づくりに努めてまいりました。

そうした観点から、県補助の拡大に当たっては、市町の意向を踏まえ検討を行ってきたところであり、令和5年度から一部拡大をし、県補助の拡大を所得制限に関して行っていることも御指摘のとおりでございます。

補助対象年齢を中学生までに拡大することに関しましては、既に全市町において入院、通院とも中学生まで、また、一部市町においてはさらに高校生まで助成対象としていることから、これまでも継続的に市長会等から要望をいただいているところでございます。

また、窓口無料化について、一部市町では小学生以上も対象としていますが、現行の県補助制度では、小学生の窓口無料化に伴う医療費の増加分、いわゆる波及増分と言っておりますけれども、これについては補助の対象外としているところでございます。

一方、国は、子ども医療費助成に関しまして、国民健康保険の国庫負担の減額調整措置の廃止を決定し、実施に向けたハードルが下がったことから、今後、窓口無料化の拡大を検討する市町の増加も考えられ、その実施状況についても注視していく必要があると考えております。

いずれにしましても、財政負担の大きい取組でありますので、ただ、一方で、子どもの医療に関わる大事な制度でございます。各市町がそれぞれの考えで進めてきた制度の一本化に当たりましては、制度の後退ということは事実上困難ですので、先ほど申し上げました改革検討会などの場を活用して、県・各市町間で十分な協議、調整が必要であると考えております。

また、一度拡充した場合には、後に財政状況の悪化を理由にやめるという

わけにもまいりませんので、制度の持続性の観点も必要と考えております。

いずれにしましても、三重の未来を担う子どもたちが、今後も住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、引き続き、子ども医療費助成事業における県補助について、制度の持続性の確保も考慮しつつ、県内市町や様々な関係者の御意見も聴きながら検討してまいりたいと考えております。

〔22番 下野幸助議員登壇〕

○22番（下野幸助） 子ども医療費助成制度は、まさに私が前段で言った人口減少に非常に大きく関与してくると思っています。

人口減少対策でうまいことっている市町、県でも調べていただいていますけれども、やっぱりこの部分はしっかりと手厚くやっている市町が多いです、現実には。それをやはり県として底上げしていただきたいと思います。

例えば、群馬県では中学校まで窓口無料です。そういったこともございませし、パネルで私、（パネルを示す）結論を言わせてもらいたかったのは、これを例えば中学校まで引き上げると、県の試算でもイメージが5億円かかる。でも、先ほど部長が言われたとおり、後戻りはできない。それもあると思います。

ただ、この5億円ってどんなもんかという、一番下に書いてあるとおり、三重県の納税者約100万人で年間500円。これを県全体で三重の未来、大事な子どもたち、中学生まで引き上げるということに、まだイメージですけれども、これぐらいの規模感で実現できるということなんですよ。

そういった意味で、最後に、知事にお尋ねいたしますけれども、三重の未来を担う子どもたち、そして、各市町のアンバランスな給付状況、それを県として中学生まで引き上げていただきたいと思いますが、知事の御所見をお尋ねいたします。

○知事（一見勝之） 子どもの医療費については、議員御指摘のように、これは人口減少対策と密接に関係してくると思います。

今、たしか東京都はほとんど全都的に高校生まで無償でやっていると思います。そういう財政力の豊かなところは子どもの医療費を無償化できて、財

政が厳しい、三重県も厳しいんですけど、厳しいところは無償化ができへんものですから、今年度、医療費について県の負担というのを考えましたけれども、親御さんが出されるお金が住むところによって違うというのが、こんなにかしいですよ。議員は、県内の市によって違うというのはおかしいとおっしゃいます。私どもが考えるのは、どこの県に住むかによって負担が違っているのはおかしいと。

ということもありまして、私は去年の全国知事会議、7月の奈良県でもそうですし、11月の東京都でもそうですけれども、まず、7月では、子ども保険というのはちゃんと考えないと駄目なんじゃないですか、人口減少対策はできませんよと。もう子ども保険の中には医療費も入っているということ。それから、11月も子ども医療費の無償化というのを考えるべきですという話をしてきました。

今年度、知事の有志で、私も入っていましたが、議論しまして、今回は国民健康保険の現物給付のペナルティーを撤廃するという事で、国との間で調整ができたという形になっているんですが、でもこれは入り口であって、これで終わりだと私は思わないということを知事の皆さんにも話しました。18歳まで無償を全国でやるべきだと。その声を三重県から上げていって、それを実現。

ただ、これは、三重県もそうですけど、国も物すごく莫大な財政負担が出てきます。国民1人当たり幾ら、今500円とおっしゃいましたが、500円頂くのは県でもとっても大変なことだと思います。

そうすると、まず、ほかの予算を削っていかないかと。じゃ、どこが削れるのかという話から始まりますと簡単なことではないと。支援はしたいとは思っていますけれども。

したがって、まず、国にそれを申入れしていって、国で制度を考えていただくということになります。国が考えるときどうなるかという、今、この県は何歳まで無償、この県は何歳まで無償、それを固定しておいて、中学生までだと中学生の分、これは国が補填すると。ただ、今まで各県、各市

でやっておられる部分については基礎的な部分をやっておられるので、そこはもうそれぞれの負担でやってくださいと。恐らくそう財政的にはなると思っています。

さらに、財政的な支援でやるのか、それとも保険でやるのか。健康保険の中でやっていくという考え方もなくはないと思います。大きな議論の中で決めていく話ですので、三重県として、今、子どもの健康って何より大事なんですけれども、そういった議論をよく見ながら、これから検討を続けていきたいと思っております。

〔22番 下野幸助議員登壇〕

○22番（下野幸助） 知事のお立場ですと、国へというお話をいただきました。もちろん知事がおっしゃるとおり、国への働きかけは必要だと思います。ただ、三重県民はそこまで国の判断を、恐らくその判断が出るまでは、それこそ10年、20年先かも分かりません。

一方で、この子どもの医療費は本当にもう現実、日に日に大切になる部分でございますので、やはり県の立場も、知事も御理解いただいて、県民の納税者負担は約500円、でも、それは大変なことだということもおっしゃるとおりだと思いますが、ここはしっかりと、例えば知事の公約にも、何年か先には、2年以内に中学校まで無料にしますというような形で表現していただくと私もうれしいのでございますけれども、やっぱり子どもの命って本当に大切でございますし、この今の不公平感を県がやっぱり底上げしていただかなければならないと思っておりますので、国への働きかけも並行してやっていただくのは承知しましたけれども、県民の子どもたちの現状も踏まえて、ぜひとも検討していただきますようお願い申し上げまして、最後の質問に入らせていただきたいと思います。

すみません、時間が迫ってまいりました。

最後、4点目の防災・減災対策についてから、二つ質問をさせていただきます。

まず一つ目、市町の津波避難対策の促進についてでございます。

昨日も北海道で大きな地震がございましたけれども、日本各地で頻繁に発生している大地震に対応するべく、一つ目は、津波避難タワーについての質問を防災対策部にお尋ねいたします。

今年度、県では、県内市町への支援として、地域減災対策推進事業として2億500万円、津波避難タワー等を建設するときに補助をする支援金が出ています。

ただ、これは理由があって、南海トラフ地震を想定しておおむね15分以内に30センチメートルの津波浸水が来る市町限定ということになっております。言い換えますと、県南部限定になってくるかと思っています。それから、北ですよね。伊勢湾岸の人口が集中している部分についての津波避難対策では、津波避難タワーでは、これはこの補助金も使えません。そういった意味で、北中部も再検討していただきたいという部分について、お尋ねいたします。

それから、もう1点、続けて、海岸堤防の老朽化対策について、県土整備部長にお尋ねいたします。

平成24年度から26年度まで、県内200か所を老朽化対策といたしまして、いろんな対策をしていただきました。そして、平成30年度に策定された長寿命化計画に基づき、約500か所の点検をしていただいておりますけれども、引き続き老朽化対策をしていただき、今後の見通しについてのお伺いをさせていただきます。

以上2点、よろしく願いいたします。

○副議長（杉本熊野） 答弁は簡潔に願います。

〔山本英樹防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（山本英樹） 津波避難タワー整備への支援について議員から御紹介いただきましたが、県では、今年度、特に津波到達まで時間的猶予がない県南部地域において、複数のタワーの整備が必要であるにもかかわらず、財政事情により整備が進んでいない状況を踏まえ、支援することとしたものでございます。

その上で、議員御指摘の今回の補助金の対象とならない沿岸地域の支援に

ついてでございますが、こうした地域の場合、津波到達時間に一定の猶予があるといった状況から、基本的には、浸水区域外への避難や津波避難ビルへの避難で対応することとしておりまして、こうした沿岸市町においては、現時点では津波避難計画にタワー等の整備は位置づけられていないのが現状でございます。

こうした中で、まずは、自助、共助で命をどう守るかについて、県としても今年度新たに津波避難検証ツールを作成しまして、ソフト対策で市町と連携し、しっかりとリスクを把握し取り組んでいきたいと思っておりますし、その上で、さらにタワー等の整備が必要となった場合には、これまでに国の財政支援制度を活用しタワー等の整備に取り組んでこられた地域との整合、そして、国の支援制度がある中で県としてどういう支援が可能か、様々な観点で検討してまいりたいと考えてございます。

○副議長（杉本熊野） 答弁は簡潔に願います。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（若尾将徳） それでは、海岸堤防の老朽化対策について、お答え申し上げます。

海岸堤防については約500か所ありますが、それらについて点検しまして、36か所、補修等が必要な箇所が確認されまして、それらの対策を進めているところであります。

令和3年度からは、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策として重点的に取り組んでおりまして、対策済みが26か所、対応中が7か所、未対応が3か所となっております。

今後としては、まず今年度、点検を実施しまして、その結果を踏まえて、来年度、長寿命化計画を更新する予定としております。新たな長寿命化計画に基づき老朽化対策を行い、適切に防護機能や安全性の確保を図ってまいります。

〔22番 下野幸助議員登壇〕

○22番（下野幸助） 時間が来ましたので、終結いたします。御答弁ありがと

うございました。(拍手)

休 憩

○副議長(杉本熊野) 暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時20分開議

開 議

○副議長(杉本熊野) 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長(杉本熊野) 県政に対する質問を継続いたします。29番 野口 正議員。

[29番 野口 正議員登壇・拍手]

○29番(野口 正) 改めまして、こんにちは。

周りから緊張せんよと言われたんですけど、むちゃくちゃ緊張しております。本当に朝、嫁に朝飯を作ってくれと言うぐらい緊張しております。

数週間前、ちょっと記者クラブへ行って立ち話をしてきました。そのときに記者の方から、野口議員、何か県議会に行ったらめっちゃ丸くなりましたねと、おとなしくなりましたねと言われましたら、そこにいた、一緒にいた同僚が、うそーということを言われていました。おとなしくなりました。

それと、先週、私どもの代表質問のときに、何か個性的な議員の名前で松阪市の議員2名を挙げていただきました。何をもって個性的なのかはちょっと分からないんですけど、その後、新聞のコラムを見ますと、代表の津田議員が、あんたが一番個性があるのと違いますかと言われました、って書いてありました。

私どもは、津田代表のようにはなるなという思いを持っておりますので、

目指しておりません。そういうような個性的なものは決して目指しておりませんので、よろしく御理解いただきたいと同時に、私ども自由民主党は、県民のために、そして地域の皆さんのために一生懸命努力させていただき、それを本望としておりますので、よろしくお願い申し上げます。

私は、松阪市選挙区選出の自由民主党、野口正でございます。

それでは、まず初めに、三重県地方卸売市場の将来的な在り方についてお聞きいたします。

卸売市場は、鮮魚食料品の流通を担っており、旬で新鮮な野菜、果実、水産物を私たちの食卓まで届けていただきます。

県内には、四日市市にある北勢地方卸売市場、松阪市における三重県地方卸売市場、伊勢市にある伊勢志摩総合地方卸売市場の三つの拠点市場がありますが、ネット販売の拡大、産地とスーパーやドラッグストアなどとの直接取引の増加、また、街の野菜や魚を取り扱う専門小売店の減少、冷凍技術や道路網の発達による流通の広域化など、生鮮食料品の流通規模が大きく変化中、どの市場も取扱金額の減少が続いており、大変厳しい状況にあります。

私の地元の松阪市においても、民営の市場、これは丸十という私もお世話になっておるところなのですが、が閉鎖されたほか、三重県地方卸売市場の関係者の方から、取扱金額は、平成28年度の137億円から令和3年度には117億円、約15%減となっておりますということです。経営がますます厳しくなるとお聞きしています。また、老朽化した施設の修繕や流通の効率化を高めるためのスマート化など、様々な課題に取り組んでいかなければならないとのことでした。

今後も、三重県地方卸売市場が生鮮食品の生産と消費を結ぶ本拠地としての役割を果たしていくためには、変化する社会経済情勢に適切に対応し、取扱いの維持、増加と、流通の効率化を図る、老朽化した施設等の対応など、市場の将来的な在り方についてしっかりと考えていく必要があります。

そこで、農林水産部長にお聞きいたします。

地方卸売市場は残すべきと認識しているのか、必要とするなら、地方卸売市場が果たす役割についての県の認識と、三重県地方卸売市場の将来的な在り方の検討に向けてどのように取り組むのかお聞きいたします。お願いいたします。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） 地方卸売市場が果たす役割についての県の認識、それと、将来的な在り方の検討について御答弁申し上げます。

地方卸売市場は、消費者のニーズに応じて、野菜、果物、水産物など多様な生鮮食料品を取りそろえて、小売店や飲食店に供給する役割を担っておりまして、県民の安全・安心な食生活を支える県内の食品流通の要であると認識しております。

一方で、生鮮食料品の流通が多様化しておりますことから、全国の卸売市場においては、取扱量が低下傾向で推移しております。このため、県では、流通の拠点であります四日市、松阪、伊勢の三つの地方卸売市場関係者による連絡会議を設置いたしまして、現状認識や課題の共有、市場間の連携に向けた支援を行っております。

さらに、松阪にあります三重県地方卸売市場におきましては、卸売事業者や県などで構成する、三重県地方卸売市場のあり方に関する検討会におきまして、市場の将来に向けた課題として、老朽化した施設の改修や設備の更新、県内産地からの集荷量の拡大、市場関係事業者の働き手の確保に取り組むこととしております。

このため、県では、衛生管理に必要な冷蔵、給水施設などの改修、場内照明のLED化や空調設備の更新、また、スマートフォンのアプリを活用して生産者と卸売事業者が出荷量を調整する仕組みづくりや、市場への出荷を共同で行う体制づくりに向けた実証、また、市場関係事業者の労働環境の改善、地域向けのイベントや、マスコミによる市場のPRを通じた新たな働き手の確保に向けた支援に取り組んでいるところでございます。さらに、今年度からは、物流を支えるトラックドライバーの時間外労働時間の上限規制への対

応に向けた研修を開催することとしております。

今後引き続き、地方卸売市場が県民の皆さんへの安全・安心な生鮮食品を安定的に供給する役割を果たしていけるよう、市場関係事業者と共に将来的な在り方の検討を進めることにより、市場機能の維持・向上に取り組んでまいります。

〔29番 野口 正議員登壇〕

○29番（野口 正） ありがとうございます。

市場の件は、実は前も私は質問させていただいています。現場も見させていただいています。側溝なんかもうかなり厳しい状況、それで、雨漏りはひどい。これ、建ってからかなりたちますのでね。実際、改修が追いついているのかなという心配をしています。

それと、もう一つ、これは冷蔵庫とか、お力をお借りして、うまいこといった部分もあります。ただ、減少しているのは事実です。人口とかいろんな問題もあると思います。これは行政とかそんなのじゃなくて、経済の環境が変わってきたのもあるか分かんと思うんです。

だけど、そこら辺も含めて、やっぱりこのままでいくと、卸売市場、小売市場というのが、本当に大変な状況になってくると思います。倒産の話ももう出ているような状況も聞いています。これは三重県だけじゃなくてほかのところも一緒なので、どうのこうの言いませんけど、ただ、これやっぱり一生懸命支えていただかないと、何ともならないのと違うかなという心配をしています。

そこに働いている方って結構たくさんみえますので、そこら辺も含めて、もう一度どう思われておるのか、どういう対応をされていくのかということも、再度ちょっとお聞きしたいんですけど、お願いできますか。

○農林水産部長（中野敦子） この松阪の三重県地方卸売市場は、昭和56年に県が開設いたしまして、平成21年からは指定管理者制度を導入して、管理、運営を行っているところでございます。

開設からは40年以上が経過しておりますので、議員が御指摘のとおり、経

年劣化した部分も多々ございます。施設の設備の更新、長寿命化に向けた改修などの老朽化対策を進めております。

この劣化の状況等は関係者とも協議をして、緊急性の高いものから計画的に整備を進めておりまして、今年度もポンプの設備、電灯などの修繕も進めてまいります。

今後も、将来にわたって十分な機能が発揮していけるように、指定管理者、あるいは場内の事業者と連携しまして、この設備の更新等も共にこの運営に当たってまいりたいと考えております。

以上です。

〔29番 野口 正議員登壇〕

○29番（野口 正） すみません、「いちば、いちば」言うて、ついつい三雲の三重県地方卸売市場のことを、昔からあるところを「いちば、いちば」って言っていましたもので、つい自分のほうで「いちば」と思ってしまった、「しじょう」と言ったほうがいい。字に書けば一緒ですので。

40年たったということは、やっぱり会社でもそうなんですけど、見直す時期って絶対あると思うんです。さっき言われた民営の市場、これ、私も御相談を受けまして、やめていただくということでお願いしました、社長さんに。そのときには、県の職員がちゃんと説明していただいて、こういう理由でここはもう無理ですよということをお願いいただいた。今でしたらまだ退職金や借金しなくていいけどということで、閉めていただいた。

行政の方、一生懸命やっていたのは事実ですし、かといって市場の方は努力はしているんです。ただ、時代にどうのこうのと言われたときに、物すごく時代との対応というのがもうあるみたいなので、これ本当に今のままでいくともう古くなりました、本当、古くなっちゃった。

行政として、ここを残していただくという前提で話されているので、これはもうありがたいことです。ただ、残す云々であればどこまで、面倒を見るかは言うておられるんですけど、最終的にどこまで面倒を見られるというのか、もう一度はっきり答弁で間違いなく面倒を見ますよというのを言ってい

ただけるのか、それとも、その辺は臨機応変になるのかということ、そこで、再度確認させてください。

○農林水産部長（中野敦子） 最初に申しました答弁の繰り返しになりますけれども、今後も地方卸売市場が、県民の皆さんに生鮮食料品を安定的に供給する役割というのを果たしていただく必要があると考えておりますので、市場関係者の皆さんと共に将来的な在り方の検討を共に進めて、市場の機能の維持・向上に取り組んでまいりたいと考えております。

〔29番 野口 正議員登壇〕

○29番（野口 正） よろしくお願ひ申します。

本当に、うちからもう5分もかからないところにあります。市場がね。本当にそういう意味でぜひ残していただきたいし、やっぱりまだ一生懸命流通に関わっている方がたくさんみえますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、次に移らせていただきます。

県の文化施設、文化財の保管、管理の状況についてということで、質問させていただきます。

私はこれまで、伝統的芸能、祭り等の保存、継続について質問を行ってまいりました。また、観光資源としての地域を含めた文化財等についても訴えてきました。今回、いろんな面で予算もつけていただいたということで、ありがたいことだと思ひています。

三重県内には農業研究所敷地内にありますように、東畑記念館等、県関係の文化施設等がたくさんあるやに聞いております。これらの文化施設や文化財等については、県行政としてどのように把握しており、どのように管理していくのか、お聞きします。

今、県も含め市町の文化財等の管理がされず、改修不可能な現状が多々見られます。私は伝統文化、芸能等についても質問等させていただいておりますが、住民の方々から、地域の大切な建物、建造物が朽ち果てているという意見を、声を聞かせていただきます。今、多くの一般的な建物を含め、人の

不在のために廃屋となっているところもたくさん出ておるのが現実であります。

何を県文化財とするかは規定があるでしょうが、三重県内には、地域のふるさとのルーツとして建物や文化財等が多くあると思います。地域の方々には、大切なものだと考えます。ただ、全てのものをどうだとは言えませんが、県施設として重要度等もあるでしょうが、どのように考え、どのように対応していくのかをお聞きます。

県としては関係ない部分もありますが、地域の文化財に関して県として把握しているのか、状況等を確認しているのか、分かれば教えてください。

市町だけでは対応できない状況であれば、県として何かの対応を行っているのか、そのような実例があるのかもお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、歴史的価値のある建物についてどのように把握、そして、どのように対応しているのかについて答弁させていただきます。

まず、最も一般的な方法を申し上げますと、県内にある歴史的価値のある建造物については、毎年、国登録有形文化財の募集を行っておりまして、この過程を通じまして、市町から基準に該当する可能性のある建造物の情報を得ています。昨年度は11件の登録がなされました。

それから、過去においては、県内にどのような歴史的建造物が所在しているのかを包括的に把握するために、国の補助を活用して総合的な調査を行っております。これは、寺院の建物、本堂、鐘楼などの近世社寺建築、それから、レンガ建築、鉄橋、砂防ダム、学校などの近代化遺産、それから、戦前の旅館、店舗、学校などの近代和風建築、こういったものの総合的な調査を行ったものでございます。こうした調査結果は、建造物保護のための基礎資料として市町と情報を共有しています。

詳細な調査の結果、価値が明確となった建造物については、市町が市町指

定文化財や国登録有形文化財として、保護していくのかどうかを検討していくこととなります。その際には、県としても必要に応じた助言や協力を行っています。

あと、もう一つ、重要な仕組みについて申し上げておきたいんですけども、令和2年7月に、県は、県内の文化財の保存・活用に関する総合的な施策を示す三重県文化財保存活用大綱を策定しました。市町は、この大綱を勘案しまして、文化財の保存・活用を総合的に進めるための計画であります、文化財保存活用地域計画という、そういう計画を市町が作成できるということが、文化財保護法で規定されています。

この地域計画を作成する市町は、自分たちの行政区域内に建造物を含めてどんな文化財があるのかを示す、文化財リストというのを作成する必要があります。これに基づいて文化財の保護を行うことになっています。このため、今後、この地域計画を作成する市町が増えていけば、文化財のリスト化がさらに進むことが期待されるところです。なお、県は、この地域計画の協議会に委員として参加しておりまして、そのための助言を行っています。

今後とも、市町における文化財保存活用地域計画の策定を支援することなどによりまして、県内にある歴史的価値のある建物の保護に、市町と連携しながら取り組んでまいります。

〔29番 野口 正議員登壇〕

○29番（野口 正） ありがとうございます。

どっちかという教育関係の施設を言われて、いっぱい文化財的なものはたくさんあると思うんですけど、先ほど言った東畑記念館、これは農林水産部のほうなんです。これ、先週だったかな、夕刊三重に載りまして、保存のほうとかいろんな問題、うまく解決していただくような話になったみたいで、ありがとうございました。当事者の方から、大変お世話になりましたと、青木議員共々よろしく願いいたしますということで、お二人の名前を言われてお電話をいただきました。本当に、やっぱり声を出さないかんし、言わなきゃいけないのかなという思いはしております。

それで、今、話を聞きますと、結構やっつけていただいているみたいで、特に市町が多いと思うんですよ。そこら辺の問題。

ちょっと一つこれ、関係ないかどうか僕分らないので、もし関係ないんやったらあれなんですけど、実は、文化財というかあれだけど、忠魂碑というのがありますね。うちの学校に実はあるんですわ。うちの地元の港小学校。

その忠魂碑が、実は、学校を新築しようとしたときにできなかった。何でできなかったかという、持ち主がない。持ち主はあったんですけど、戦争が終わったときにその団体が解散をしてしまった。手がつけれない。持ち主がない、国のものでもなければ市のものでもない、これ、どうするんやという話。これ、文化財なんかもたまにあると違うのかなという思いをしております。

というのは、貴重な文化財や建物があっても持ち主がいませんというときに、誰がする。よく沖縄なんかで、空き地で持ち主がないので大変なことになっている。それとはまた文化財的な部分とは違うんですけど、そういう問題があるのかなと思うんですけど、そんなことってあるんですか。もし答えられたら結構ですけれども、これ、関係ないと言われたらそれまでのことなので。

○教育長（福永和伸） 少しその辺は不案内ですので、持ち帰りまして、一旦検討させていただいて、お話しさせていただきます。

〔29番 野口 正議員登壇〕

○29番（野口 正） ありがとうございます。

私も実は調べたんですよ。国やあんなのしたんやけど、何ともできないと言われたんですわ。何でかというたら、持ち主がないのにどうするんですかと。こういう問題というのは、これから文化財とかいろんな中で、私はこれから出てくると思うんですよ。ですので、できればこういうことに関しても、県内に、市町、国も含めてですけど、ちょっとやっつけていただければなという思いがあります。

本当に、日本の国でありながら持ち主がない、その土地とかそんなのが

結構あるというのは、僕、調べてびっくりしました。松阪市内にも結構ある。赤道とかあんなのは別として、誰が持ち主か分からないというのが結構ありますので、これは文化財とは関係ないですけど、ただ、文化財というのは特にそういうところがあって、個人のものであったりいろんなものがあると思うんですよ。個人のものだとどうしても持ち主が、でも貴重なものであるというのはあると思う。

ぜひこれからも、大変申し訳ない言い方をするんですけど、やっぱりそういう資料とかそういうものをどんどん集めていただいて、対応していただくとありがたいなという思いをしています。ぜひそちらの面もよろしくお願ひしたいと思います。

三重県の全てのことはちょっと分からないみたいですし、私もそこまでちょっと聞かなかったのであれなんですけど、文化財、聞いたら、二つばかりあるようなことは聞いていましたんですけど、結構管理はしていただいておりますので、質問そっちのけになっちゃって申し訳ないですけど、そんなことでよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、次、行きます。

次は、開発許可申請の現状と状況についてということでさせていただきます。

コロナ禍、感染症対応が2類相当から5類になることにより、経済がより動くようになり、活性化することになりますが、開発許可等、行政の人手不足等の障害か、開発許可申請等に問題が生じているのではと業者からよく相談を受けます。

業者の思い、また、行政の規定、安全等の関係もありますから、一概にどうのこうのは言えませんが、開発許可等が遅れば建設予算や納期の問題が発生してきます。中には業者側の対応の不備からもあります。行政として何をしてきているのかなという対応が見られるとの声もあります。これらは行政の人員不足であるのではと指摘を受けております。

開発がスムーズにいけば三重県経済をより早く動かし、経済活性化や雇用

等の問題に対応することになり、大事なことで私は考えております。個人にしる、経営者にしる、施主にしる、なぜこうも何度も資料の提出をしなければならぬのかと言われます。また、設計、コンサルタント等や条件等が入札後に生じることも多々見られることもお聞きしております。

申請者側にも問題があるのでしょうか、行政側の人手不足等も含み、対応策についてどのように指導等をしているのかをお聞きします。

また、国からの規制基準の変更で、施工が変化することによる周知の対応等にも御意見を多くいただきます。また、施主等への説明でも、施主側にも問題があると思いますが、保険の説明書等に見られるように、小さく書かれた文字で読んでいない方が多くみえるということも聞かせていただきました。その後の説明でも、対応等に御意見をいただいております。

基本的には読まない施主にも問題があります。ですが、コンサルタントを含む設計等にも問題があるのではとの声もいただきます。施工条件が入札後に変更されることはないと思いますが、条件等が変化することがあると聞きます。これらについてもお聞きしたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（佐竹元宏）** 開発許可の審査、指導について、御答弁いたします。

都市計画法に基づく開発許可制度では、都市計画法で定める技術基準や立地基準への適合性の審査を通じて、安全・安心な宅地水準を確保することが求められています。

このため、開発許可申請の内容が、都市計画法で定める各基準に適合しているか否かについて、また、農地法や森林法など関係する他法令の手續がなされているかなど、各法律の所管部局と緊密に連携を図りながら、的確な審査に取り組んでいるところでございます。

開発許可申請の標準処理期間は、書類審査はもとより、現地調査や他部局との協議などを行う必要があることから、三重県行政手続条例第6条に基づ

き、63日と定められています。これを遵守すべく、一時期に開発許可申請が集中した場合などにも、擁壁や排水などの技術的な審査と、土地の権利関係などの事務的な審査を並行して進めるなど、漏れなくかつ迅速に対応できるよう工夫し、人員を有効に活用しているところでございます。

なお、審査内容が多くなる開発面積が1ヘクタール以上の大規模開発の許可申請に対します直近3年間の平均審査日数につきましては、56日となっております。

指導でございますが、県では、開発許可申請の際に必要なとなる手続や設計図書、許可基準等をホームページで公表した上で窓口でも案内することにより、速やかに開発許可申請が行える環境を整えてございます。

また、開発許可申請の審査におきましても、基準を満たしていないなど設計内容に関する不備に対し、迅速に訂正し対応いただけるよう、根拠となる基準や訂正方法を具体的に明示するなど、丁寧に指導を行っています。

加えて、設計者であるコンサルタントに指導を行っても、訂正に時間を要している場合には、併せて理解が得られるよう、申請者でございます事業者にも説明し、少しでも円滑に進むよう努めておるところでございます。

法令改正への対応でございますが、都市計画法が改正され、開発許可に関する技術基準や立地基準、並びに申請様式などが変更される場合がございます。県ではその都度、ホームページに掲載し、併せて窓口でも御案内しておるところでございます。

また、開発許可に関係のある他法令に関する改正があった場合にも、その概要が分かるパンフレット等の資料を窓口で備えるなど、開発業者等に周知するとともに、開発許可権限を有しております桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市へ速やかに周知しているところでございます。

今後とも、都市計画のほか関係する法令が改正された場合は、ホームページや窓口にて速やかに案内するとともに、県内市町への周知も遅滞なく行うなど、引き続き丁寧な対応に努めるとともに、開発許可が円滑に進むよう迅速な審査を行っていきたいと考えております。

[29番 野口 正議員登壇]

○29番(野口 正) 実際、かなり遅れているのは事実。いろんな問題があると思います。これ、行政側だけの問題ではなくて、やっぱり周知する、その施工主や建築業者の問題のほうが多いのかなという気が、読んでいないかな。

ただ、法令が変わったときに、周知というてホームページというんですけど、大きな企業の場合は大体見ているんですけど、あんまり大きくというか、やっていないところがある、あれが分からない。それで、聞きに行きました、そしたら変わりました、でも、これ1週間以内にすぐ資料を出しなさい、そういうことも多々あるやに聞いています。

ここら辺の周知の仕方が、ホームページだけでええのかなど。例えば、その業者一人ひとりに連絡するというのもいかなものかと思うんですけど、これやっていただくのが一番いいんでしょうけど、それはもうさっき言うた人手不足の問題、多分あると思います。だから、私は人材が不足しているのかな、人手が足らんのかなという思いがあるんですけど、そこら辺を含めて、周知、例えば個々の業者にも申請が上がってきたら、法律が変わりましたよというの、そういう方法は取っておられないんですか。それとも、もうホームページだけで周知しているという解釈でいいんですか。どちらですか。

○県土整備部理事(佐竹元宏) ちょっと繰り返しになりますけれども、ホームページに掲載するとともに、窓口でも御案内させていただいており、タイムリーにできているかという部分はあるかと思えますけれども、窓口でも申請されるときに対応させていただくと。

もう一つは、円滑に進むという、特にコンサルタントと申請者の意思疎通とか中身が通じていない部分が多々ございますので、その辺りもできるだけ遅くなると見込めるような場合は、申請者のほうにもお話をさせていただくよう努めていきたいと、今もやっておりますけれども、引き続き努めていきたいと思っております。

[29番 野口 正議員登壇]

○29番(野口 正) 本当に不思議なんですけど、コンサルタント、設計屋と

建築業があると、施工の施主だとか、この辺の連絡が全然うまくいっていないのを聞きます。何で急に変わったんやとか、コンサルタントのほうもちょっとよく分かんないです。今、聞いておるとコンサルタントも頼むんだけど、頼んだところが下請に出しているようなところが結構あるみたいで、その下請になったところが下請ですのでそれなりの対応で、一次だったらええんやけど、孫どころかひ孫、そこまで行っちゃうよというようなところも多々あると聞いています。

そこら辺のことがあって、コンサルタントや設計の部分がかなりいいかげんと言ったらあれなんですけど、一生懸命やってもろうていると思うんですけど、金額等のあれが判断しないとか、後で、これ、どうしたらいいんですかとか、あと、条件が変わっておるんですよ。例えば、こういうものにします、こういう要求をしますと。だけど、それじゃやれないので別のものに変わります。これは私も昔、そういうような格好を聞いていましたので、やむを得ない部分もあるんでしょうけど、ただ、設計が決まっていてコンサルタントがあるんだから、本来そんな、修正とかそんな、ものを安くするとかそういうのはできないはずやと思うておるんですけど、そういう修正も何かできるんじゃないかという話を聞かせてもらった。それはどうなんやと、そういう事例ってあるんですか。私のこれは単純に聞いただけの話なので、こういう話があると。そこら辺、どうなんですかね。

○**県土整備部理事（佐竹元宏）** 言われるようなケースはあまり、私、耳にはしておりませんが、上げてきていただいたものでは適合していないので、それが今の基準になるように直してくださいといったときに、コンサルタントから申請者との間の、例えばお金が随分かかる部分のところとか、なぜこうなるんだという部分で、意思疎通ができないようなことがあるやに聞いておりますので、そこはそんなことがないように、私どものほうでもできる限り、遅れるような場合は申請者のほうにもアプローチしていくようなことを今やっておるところでございます。

〔29番 野口 正議員登壇〕

○29番（野口 正） よく言うんですが、入札したら、20社したら、取ったところだけは満足して、20社のうちのあとの19社が不満を言うのはもう事実だと思いますし、もうこれはしゃあないと思います。

ただ、やっぱり開発をやっていく上で、条件が後から変わったりすることがあるやに私は聞いていますので、そこら辺はやっぱりちょっと考えていただいたほうがいいのかなんて思います。

それと、やっぱり周知、一生懸命やっていたいただいているのは分かっていますし、私も施主にもよく言うんですけど、あなたももっとちゃんと聞いていられないかんですやんかとか、建築屋もそうなんです。ただ、その建築屋にしる、施主にしる、忙しいのか何か知らんけど、もう人任せ。いや、これは本来あかんのですから。もう言うと、しゃあない、県の行政が悪いんやと言うこと、これ、言うとき、結構あります。私もそれは違うでしょうということも言うています。これはあなたたちのやっぱり仕事なんだから、ちゃんとやりなさいよと。

だけど、それでもやっぱり、ぱつと言われて、直しました、何遍も行く、これが不思議なんですよね。直しました、直しなさい、やりました、次行ったらまた違いました。現実、そういうのを聞いていますので、やっぱりそこら辺はちゃんと説明してあげられたら。これはもうできるだけ、行政も忙しいので、そんな一人の業者に構っているわけにいかんし、それこそ不平等になるので。それはそれとしてあるんだけど、やっぱりある程度、周知をしてあげなきゃいけないし、ちゃんとかういうふうにやってくださいとって方向性を出せば、ちゃんと1回、2回で済ませるように。それは、怠慢でせんやつは、これは悪いので、これはまた別問題ですから。あんた、言うのが遅いやんかとか、これはあかんけど、ちゃんとやっていますんやけど行くたびに変わるといのも聞かせていただくので、そこら辺はやっぱり。悪いって言うておらへん。これ、業者のほうがちちゃんとやっていないと思う。だけど、そこらも含めて一度していただきたい。

それと、やっぱり周知はちゃんとしていただくということでお願いしたい

と思います。これ、やっぱり早く物事を進めたほうが、特にこれだけ物価が上がっていますもんで、1日遅れればそれだけ、物価指数のあれからいくと材料が上がったりして困るという。困るのは、これは勝手でしょうという。これは私らもそういう意見を言う方もみえる。当然やと思いますしね。ちゃんとせんあなたが悪いんだよ。だけど、そうはいつでも、やっぱりある程度指導してやらないと、大手はともかく小きなところは弱いと。そこら辺の対応もぜひこれからあれば、できる範囲で、そんな個々に逆にするのはまた問題があるのであれだけど、それだけぜひお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは、これで、次に移らせていただきます。

続きまして、県内における外国人技能実習制度の現状と状況についてお聞きいたします。

技能実習制度は、現在、国でその在り方等について検討されております。昨年、8月に大使館等を通じ、私はホーチミン国家大学、また、ホーチミン市のベトナム外務省に伺い、日本へのインターンシップとか働き方等の聞き取りをいたしました。また、私立短大、職業専門学校等を訪問いたしまして、技能実習制度についての意見交換をまいりました。

派遣側、これは今回の場合ベトナムですけど、の対応は日本への興味は大いにあるが、派遣側の環境状況等の問題がある。これ、派遣する側にも私ちょっと問題があるなというのは分かりました。

それと、日本側の受入れ等については、制度、受入れ等の対応、支払報酬等が時の流れの中で、これは円高とかそんなものも含めてですが、変化しており、問題も生じてきているとの指摘もありました。日本側の制度環境状況も変化してきていることは、間違いないことでございます。

ただし、技能実習制度は国の制度であり、県行政として直接的な関与はできません。しかし、三重県をはじめ多くの地域や業種で人手不足が深刻になっており、平成31年に、新たに外国人を受け入れる制度として特定技能制度が新設されました。

現在、国において、技能実習制度と特定技能制度との見直しに向けた議論が進められていますが、制度の変更によって技能実習生自身や受け入れる企業等にも大きな影響が生じてきております。

そこでお聞きします。

各種業種等で人材派遣に頼っている状況を把握しているのか、また、現状はどうなっているのか、お聞きいたします。また、派遣先等でどのような問題が発生しているのか、その対応はどうしているのか、問題が生じたときに対応している機関等はどうなっているのかをお聞きします。

県行政として研修生等への補助金、助成金等の支援は考えているのか、一部には対応していただいているようではありますが、どのように考えているのかは前にもこれは質問したことがありますが、よろしくお聞きしたいと思います。

現状の把握をして何が問題なのか、それについてどのように対応しているのかを、県行政としてどうするのかお聞きします。県行政としては立ち入ることはできない部分もあると思いますが、よろしくお聞き申し上げます。

〔小見山幸弘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（小見山幸弘） 失礼いたします。外国人技能実習制度に関する現状と課題、県の対応について御答弁させていただきます。

まず、現状でございますが、外国人技能実習制度は、開発途上地域等への技能等の移転を図り、人づくりに寄与することを目的とした、政府の国際協力の一環として行われているものでございます。

昨年10月末時点で、三重労働局が把握している県内の外国人労働者3万1278人のうち、技能実習生は8672人と約28%を占めており、労働力不足を背景として、製造業や建設業など多くの業界で技能実習生が活躍していただいております。

なお、県内において、国籍別では、ベトナムから来日していただいております技能実習生が4088人と全体の47.1%を占めており、次いで中国、インドネシアとなっております。

一方、技能実習生が増加している中で、技能実習生の受入れに関して様々な課題や御意見を頂戴するところでございます。

出入国管理庁が、技能実習生を対象に行った調査によりますと、多くの技能実習生が受入れ企業の対応に満足はしているものの、一部では残業代を含む給与面や日本語教育体制などに対する不満の声があると報告されておるところでございます。

県内の受入れ企業にも聞いておるんですけども、労働力不足が深刻化する中、制度の目的である人材育成だけでなく、即戦力として活躍してほしいとの期待から、国に対して技能実習制度の見直しを求める声や在留資格など制度の複雑さの解消、技能実習生が働きやすい職場環境整備への支援の充実などを求める声が聞かれておるところでございます。

こうしたことから、県の取組でございますが、県では、技能実習生を含めた外国人労働者が安心して働くことができる職場環境づくりを支援するため、企業向けオンラインセミナーや個別相談会などを実施しております。

昨年度のセミナーでは、労働基準法など関係法令や在留資格制度、日本との文化やマナーの違いを踏まえた職場環境づくりなどをテーマとして業種別に6回実施し、個別相談会と合わせて合計179社の企業に事業を活用していただいたところでございます。

また、全国知事会を通じて、国に対して、技能実習生の労働条件の確保のため、違法な時間外労働や賃金を払わない残業、ハラスメントの根絶に向けた監督指導の強化を求める提言や、技能実習制度に関する分かりやすい情報発信などを求める要請を行っているところでございます。

加えてでございますが、この6月は外国人労働者問題啓発月間でございますし、それに併せまして、先週5日でございますが、県内の経済4団体に対しまして、適正な労働条件確保を求める要請も行ったところでございます。

今、議員のほうからお話ございましたが、技能実習制度などの見直しについて、現在、国において、労働力不足を踏まえた制度の目的や役割の在り方、原則として認められていない転職の在り方などを論点とした議論が進んでお

るところでございます。

県内の受入れ企業からは、これも議員のほうから頂戴したとおりでございますが、これらの制度の見直しに対する期待というのを寄せる一方で、どのような影響が出るのかというところ、そこに対しての不安も聞かれておるところでございます。

あと、補助金とか助成金のことでございますが、企業向けの補助金、助成金につきまして、国において、企業向けの技能実習生等の就労環境の整備や、あと、職場定着に向けた支援に対して、通訳費であったり社内の標識設置等に活用できる助成金が設けられておるところでございます。

これまでも三重労働局と連携いたしまして、県内事業者からの活用相談に応じてきたところでございまして、今後も企業向けセミナーや個別相談会などの機会を捉えて、県内企業への周知をきっちり図っていきたいと思っております。

今後の対応でございます。今後も、技能実習生や企業等の声を丁寧に聞き取り、地域の事情をしっかりと国に届けるとともに、労働局との関係機関とも連携し、技能実習生が安心して就労し、生き生きと活躍できる職場環境づくりにつなげてまいります。

以上でございます。

〔29番 野口 正議員登壇〕

○29番（野口 正） ありがとうございます。

昨日やったかおととい、国のほう、内閣のほうである程度、法律を決定したみたいで、ただ、確定するのは9月か10月ということでもまあ難しいと。

技能実習制度って、もともと農業から始まっているはずなんですよね、本来は。それがいつの間にか人手不足の解消に含めていっちゃったよというような感じになって、そこにいろんな組合の中でよからぬ組合が出てきたりして、ちょっと問題になっている。今の制度が海外から言うと奴隷制度みたいな言い方をされるような話も聞きましたが、決してそうじゃなくて、いろんな問題ある。

ただ、これは、私もちょっと海外、私は実を言うとカンボジアも行かせてもらったり、そういうところも行って話を聞かせてもらったことがあるんですけど、受入れ側も日本で受けるんですけど、送る側にもちょっと問題あるというのは本当に受けました。これはもう本に載っていたので言うてもええと思うんですけど、ベトナムって大体100万円ぐらい要るんです。何で要るのかなと思うたら、学校へ行って半年か1年ぐらい勉強するのに要るんだと。補助金もない。カンボジアはもっと高い。そんなの見ていくと、この制度自体がという感じがします。

ただ、これ、こんなん言ったらあかんですけど、この制度、今度国は特定技能のゼロというのをつくるって言っていますよね、1、2以外で。ゼロって何やいうたら、技能実習ですわ。だから、ただ、その中で移動や何かができるという問題がある。それができれば、当然、会社へ行っても辞めたりすると。そうなると企業、今度、私が問題にしているのは企業の問題が出てくると思うんです。今、企業の方にインターネットとかそういうのでしたと、これって受け入れておる企業のどれぐらいの割合の方にそれをいったのかな、分かれば結構です。

例えば企業、受け入れている業者のうちの何%がそういう指導のやつを受けたか、全部の企業が受けたのか、それとも何%、どれぐらいの割合で受けたって分かれば教えてもらいたいと思います。

補助金のほうもいっていると、これどのような団体か、どのような企業が分かりませんが、どこへこれ出しているのか、分かれば教えてください。

○雇用経済部長（小見山幸弘） 少し即答できない項目も多くて、あるか分かりませんが申し訳ございません。

議員おっしゃっていただきました、まず、確かに出入国在留管理庁の調査によりますと、技能実習生が入国前に送り出し機関へ支払う手数料というのが、大体1人当たり平均ですけれども54万円ぐらいということで、多くの実習生が借金をしてというような形で入国する、来ていただいておりますという実態があるというのを同様に把握しておりますのでございます。

また、今おっしゃっていただいた、今般、9日に閣議で決まった、特定技能のほうのところの今1号、2号ってあるんですけども、その2号のほうの業種は数が二つやったのが、1号にある業種が2号のほうに行くというような形のことが決まったということで、そのことのことやと思います。

あわせて、おっしゃっていただいたゼロ号というのは、技能実習制度が今、それとは別にあって、特定技能の制度もあってと、それを合わせて今検討しておるので、おっしゃっていただいたのは、もし技能実習制度の見直しがなくなったりすると、ゼロ号というような形でするんじゃないかという御指摘をいただいたのかなという形で理解しておるところでございます。

そういう中ですと、御案内いただいたとおり、技能実習制度というのは基本的には転職ができないよということで、言葉としてちょっと奴隷というようなお言葉も扱っていただいておったんですけども、基本的には来ていただいたら5年間は技能実習という形ですけども、それが今度、特定技能というのは基本的には転職ができますので、そこでその企業の、大丈夫ですかね、というようなことがというようなことでの御理解かと思います。

少し細かな国の補助制度でございますので、どういうところが受けておるかというのはちょっと把握しておりませんので、申し訳ないですけど、また調べて御報告させていただきます。

[29番 野口 正議員登壇]

○29番（野口 正） 私が聞きたかったのは、要するに、企業の方で行政のそういう内容の研修をどれぐらいの団体、何%ぐらい受けておるのかなと、受けとる側の、ということを聞きたかった。それ、分かります。分からなかったら、分からなくていい。

○雇用経済部長（小見山幸弘） うちの研修を受けていただいております企業というのは、先ほどもお話しさせていただいた昨年度で176社でしたので、それ以外たくさんありますので、少しその辺については申し訳ございません。

[29番 野口 正議員登壇]

○29番（野口 正） 問題は、受けていないところもあるんですね。受けても

らっておるところはある程度理解してもらっておるのやけど、受けていないところが厳しいのかなど。

ちょっと時間がもうあれですので、これ、これからいろんな問題が出てくると思うんです。技能実習生、特定技能、これは県も関わりないと言えないうということになるんですけど、企業とかそういうところの存続を聞いていくと、絶対、これ、関わらざるを得ない。いろんな問題が発生したときに、行政として関わらざるを得ないと思いますので、その辺の準備をできるだけ早くしていただければありがたいなという思いをしています。

まだまだ先々、国がまだ方針が決まっていないので、今までの状況を見ておると変わりつつあるやろうと、変わりつつあると、制度自体は。そういう面でいい方向に行くと思いますので、ぜひ行政としてもこれからそれを見守っていただいて、当然、私どもの地元の企業、そして技能実習生とか特定技能の方などの人権やいろんなものも守っていただくようお願いして、これは終わらせていただきます。ありがとうございました。

時間あれですけど、ちょっと次に、君が代のことについてお聞きします。ちょっと原稿がぐちゃぐちゃになってどこ行ったか分からないけれども、勝手に言います。

コロナ禍のおかげで、実は私ども卒業式とか入学式、ちょっとあんまり出席していないので、状況がよく分からないんです。今までは見てきて結構文句言って、声、小さいやんかとかいろんなことを実は言わせていただいておりますけど、今まで、当然指導しておると思うんですけど、そこら辺のちょっと状況だけお聞かせ願いますか。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、コロナ禍での国歌斉唱の状況、答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年度以降、令和5年3月に行われた令和4年度卒業式までは、式場の換気、座席の間隔の確保等の感染症対策や、式典の時間短縮などの開催方式の工夫を行うとともに、国歌及び校

歌の演奏を適切に実施するよう各校に指示してきました。各校では、CDなどの音源に合わせてマスクをして小声で斉唱したり、心の中で歌うように呼びかけたりするなど、参列者の発声を控える工夫をした上で国歌の斉唱を実施してきました。

そして、令和5年度のこの春の入学式ではマスクの着用を求めないことを基本とし、国歌、校歌等の斉唱を行う際は身体的距離を確保するよう指示しました。参加人数の多さや会場の大きさの関係でCDなどの音源のみとした学校が一部あったものの、ほとんどの学校でコロナ禍以前と同様の国歌斉唱を実施いたしました。

今後とも学習指導要領を踏まえまして、国歌の斉唱が適切に行えるよう各校を指導してまいります。

[29番 野口 正議員登壇]

○29番（野口 正） ちょっと君が代については、私はもう前から常に言っていないとなかなか状況が分からんし、聞いてもらえないものだから、やっぱりこういうことに対して、国の方針だけじゃなくて、やっぱり国を思う君が代というのはその辺で代表するべきものやと思っておりますので、ぜひこれからも御指導願って、お願いしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（杉本熊野） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

野村保夫議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。10番 喜田健児議員。

[10番 喜田健児議員登壇・拍手]

○10番（喜田健児） こんにちは。

野村保夫議員の質問、中学校における休日の部活動の地域移行について、関連質問をさせていただきます。新政みえの喜田健児でございます。

私の質問内容は、地域の実情に応じた最善の地域移行について、そして、市町の地域移行を支援する補助事業の必要性について質問させていただきます。教育長のほうに質問を展開させていただくんですけども、私はこちら

を向いて質問させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

知事、私、令和3年6月から、この地域移行のことに民間とタッグを組んで協議を重ねてまいりました。もう3年目に入ります。今日の質問もそうなんですけれども、何のために質問するのか、その価値ですね。私は、これまで教育委員会の保健体育課、奥田前課長、今の新任の堀越課長と協議もしてきました。市町への丁寧な聞き取りをこれから展開していただく、これまでもしていただいた。それから、競技団体での意見交換を何度も何度もしていただいている。モデル事業の総括に沿って、どうあるべきかというような、ある一定の方向性も見据えてやってもらっている。それは十分分かっております。

私がこの関連質問に立たせていただいたのは、何のために、この地域移行の価値観、価値はどこに置くべきなのかということ、まず確認させていただきたい。

結論を申し上げますと、たった1人の子どもがやっぱり大切にされるべき。中学校というのは、部活がしくて学校に来ている生徒がたくさんいます。だから学校に行くんだと、授業も頑張るんだという生徒はたくさんいます。そういう子どもが大切にされ、競技人口が減少することなく確保され、裾野が広がって、その結果、地域スポーツが盛り上がり地域活性化につながって、三重県の競技力が向上していると、これがやっぱりセットであるべきだと思うんです。

小学校、少年スポーツ、今、一生懸命やっています。中学校、それから高校、中学校が間に入って高校にいかにつないでいくか、それぐらいの視点を持たないといけないと思うんです。

令和5年度というのはどういう年度かと言いますと、この令和5年度からもう地域移行が始まる年度です。この7月の中学校体育連盟の大会に、学校の外側にできた私立のクラブチームが、中学校体育連盟の大会にBカテゴリーのBチームとして出てきます。数はめちゃくちゃ少ないですけども、少なくともよかったと思っています。これがもう7月の大会から出るんです。

ですので、この令和5年度が勝負かなと思っています。

月曜日から金曜日は学校部活動が当然残ります。土日祝日の地域部活動をいかにするかです。

たった1人の子どもが大切にされるという部分なんですけれども、例えば、一つの競技で2人とか3人でやっている競技があったとします。そうしたら、その子どもたちというのは、野村保夫議員の学校も地元の学校もそうか分かりませんが、学校部活動がなくなって地域部活動になったときに、その部活動がなかったら、近隣のクラブチームのところに行くことになります。電車か分かりません、自動車か分かりません、バスか分かりません、最寄りの駅から徒歩で行けないところもあるか分かりません、そうしたらタクシーを使うか分かりません。土日祝日、これ全部行くことは非常に家計を逼迫するし、私は厳しいと思うんですね。

大規模校でいきます。大規模校でいくと、一つの部活に40人、50人のクラブがあるとします。これも地域部活動に移行したときに、側のクラブチームに行くとなります。そうしたら、そのチームというのは当然、練習場所の制限がありますので、入る人数が制限されます。やりたくてもやれない子どもたちが出てきます。

ですので、私は、看板だけを地域部活動に変える、いわゆる学校が総合型地域スポーツクラブになるということなんです、地域の。野村議員が言われるように、それを地域の人たちにふっと振られたとしても、そんなの運営はできないよという話になります。

ちょっと残り時間を見てびっくりしました。どういうふうに進めようかな。私が言い放して教育長、終わってもよろしいですかね。それは失礼ですね。

ですので、その学校、看板だけ地域に変えるというのと、その運営をどうするのか。一つの案として、学校運営協議会、CS、のメンバーにはPTAの代表、育成会の代表、公民館、市民センターの代表が入っています。実は、このコミュニティ・スクール、学校運営協議会、この全部が予算を持っているんです。でも、そこに結集するその組織に予算がありません。ですので、

運営をどうするかなんていう話にはなっていないんですね。この地域部活動をどうするかというものを、CSの中に入れることはできないんです。

ですので、私は、補助事業でもいいから、一つ、こういう方針の中でこういうふうにする市町はないかという補助事業でいいから、国の事業はありますので、これは難しいと思うんです、教育委員会でやるのは。だからこっちを向いているんですけども、競技力向上、地域スポーツ、そういうふうな面でも、補助事業でいいから一つ何か手だてを今打たないと手後れになるな、保健体育課のバックアップをぜひしていただきたいと思います。こういうところで質問を終わりますので、教育長、お願いします。

○教育長（福永和伸） まず、子どものスポーツの機会の保障のために、それを第一にするんだというのは大賛成でございます。そのための一番よい方策は何かというのは、我々も今、試行錯誤の段階でございます。

今、喜田議員が言われた学校単位で受けるという方法も一つの方策であると思いますので、その地域でそれが最善と判断すれば、それを進めていただくのがいいのではないかと思うところです。

補助金に関しましては、これ、非常に大きな改正なので、国がしっかり予算を確保してやるべきだと考えておりました、私どもも国へ行った際には、かなり強い調子で要望しておりますし、各県ともかなり要望しております。今まだ、概算要求の前ですので、しっかりと来年度に向けた国の予算の状況も見極めさせていただいて、その上で県として何ができるのかということをしっかり考えていくのかなと思っています。

〔10番 喜田健児議員登壇〕

○10番（喜田健児） ありがとうございます。

外部指導員も増員させていただいて、つけてもらっていますけれども、令和5、6、7年度が終わりまして、令和8年度から地域部活動になったときに、この外部指導員がどれほどいるのかということになります。

そんな方向では進めないと思いますけれども、この令和5年度というような中で、ある一定の県としての進む方向も示していかないといけないと思い

ますし、そこに私も関わっていきたいと思いますので、ぜひ引き続きよろしくをお願いします。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（杉本熊野） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。
これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（杉本熊野） お諮りいたします。明13日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（杉本熊野） 御異議なしと認め、明13日は休会とすることに決定いたしました。

6月14日は引き続き定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（杉本熊野） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時30分散会